

令和7年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

令和7年9月9日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第51号 羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めるについて
- 日程第 7 質問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第 8 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 10 報告第 10号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 11 議案第38号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 12 議案第39号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 13 議案第40号 令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 14 議案第41号 令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第 15 議案第42号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第 16 議案第43号 令和7年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第 17 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第45号 羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議案第46号 財産の取得について
- 日程第 20 議案第47号 財産の取得について
- 日程第 21 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第22 議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第23 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

(日程第21、議案第48号～日程第23、議案第50号 3件一括)

○出席議員（10名）

議長	10番 佐藤 晶君	副議長	9番 小野 哲也君
	1番 米井 宏喜君		2番 浜岸 昭仁君
	3番 小川 雅勝君		4番 山下 竜哉君
	5番 加藤 勉君		6番 田中 良君
	7番 高島 謙二君		8番 松原 臣君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋 稔君	副町長	川端 達也君
教育長	石崎 佳典君	監査委員	松田 真佐都君
企画財政課長	鹿又 明仁君	企画財政課参事	三宅 悠介君
総務課長	湊慶介君	町民環境課長	野田 泰寿君
納税担当課長	鹿又 芳弘君	保健福祉課長	本見 泰敬君
保健福祉課参事	七海 隆之君	保健担当参事	飯島 祥子君
産業創生課長	飯島 東君	まちづくり担当課長	伊藤 芳征君
建設水道課長	佐野 健二君	学務課長	八幡 雅人君
社会教育課長	長岡 紀文君	会計管理者	大沼 良司君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 平田 充君 議会事務局次長 堀 勝敏君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和7年第3回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番高島譲二君及び8番松原臣君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から9月11日までの3日間とし、議案調査のため、9月10日の1日間は休会にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月11日までの3日間とし、議案調査のため、9月10日の1日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君）　日程第4　町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君）　おはようございます。

第3回定例会に議員皆様の御出席を賜りましたことをお礼申し上げます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、特旨叙位の伝達についてであります。

令和7年4月10日に御逝去されました元羅臼町議会議員川上昭一氏が正六位に叙されました。

川上氏におかれましては、昭和46年5月から平成5年4月まで8期32年の長きわたり議会議員として在職し、平成11年5月から平成15年4月までは、羅臼町議会議員副議長として議会の円滑な運営に尽力し、高邁な政治信念をもって羅臼町の振興発展に寄与した功績が認められ、平成21年11月秋の叙勲にて、旭日双光章を受章しており、このたびの特旨叙位となったものであります。去る7月10日、御家族の田中紅美子様に伝達を行ったところでございます。

2件目は、7月30日に発生しました津波警報の対応についてであります。

7月30日水曜日、カムチャツカ半島で起きたマニュチュード8.8の地震により、8時37分に津波注意報が発表されました。

当町は、8時40分に羅臼町警戒本部を立ち上げ、防災行政無線及び防災メールにて注意喚起をしたところであります。また、9時14分に消防署によるパトロール、9時20分には、農林漁業体験実習館、春松小学校、羅臼小学校、らうすぼの計4か所の避難施設を開設いたしました。その後、9時40分に津波警報が発表されたことから、Jアラート、防災行政無線自動起動による避難指示を発令するとともに、羅臼町災害対策本部に切り替えました。9時45分に防災行政無線で再度避難指示をし、町内会や関係機関の協力により、避難所及び避難場所として最大19か所を開設し、最大約660名が避難されました。避難施設では、津波警報中であることから、全件避難施設に職員を派遣することができませんでしたが、町内会や避難者の方の御協力により、主要避難施設では備蓄品を配布することができました。

また、当日は羅臼町子ども会育成協議会と羅臼町教育委員会の共催で実施しております「ふるさと少年探検隊」が実施されており、参加者36名とスタッフ29名の計65名が観音岩付近で待機しておりました。津波警報中ではありましたが、長時間における参加者等の健康状態を考慮するなど、早めに救助する必要があると決断し、釧路地方気象台に羅

臼沖の海洋状況等を確認しながら、漁船やヒグマクルーズ船の協力のほか、羅臼海上保安署が見守る中、全員救助いたしました。

津波警報は、同日20時45分に津波注意報に変更されたため、災害警戒本部に切り替えるとともに、21時15分に避難施設を体験実習館と羅臼小学校の2か所に縮小し、翌31日の16時30分に津波注意報が解除されたため、同時に避難施設の閉鎖と災害警戒本部を解除し、対応を終了いたしました。

今回の津波警報では、幸いにして羅臼町内でのが人などは確認されませんでしたので、安堵したところもあります。

3件目は、鮮魚取扱高について報告させていただきます。

お手元の資料は9月3日のものであります。

主要魚種のホッケは単価が高く推移しておりますが、数量で、昨年同期と比較し約2.5分の1にとどまっており、約1億8,000万円の減となっております。

マスは近年激減しており、これまでに14トンしか水揚げされておりません。温暖化による海水温の上昇が原因とされておりますが、川にもほとんど遡上が見られず、野生動物、特にヒグマへの影響も懸念されております。

スケソ、タラについてはほぼ横ばいとなっております。カレイ類やメンメもほぼ横ばいであります。

エビ類ですが、平均単価が1万3,083円と超高値であります。種類によりますが、この報告書の9月3日のエビの最高値は1キロ当たり4万3,524円だったと聞いております。

ブリは昨年より高く取引されておりますが、数量が伸びず、約7,600万円の水揚げとなっております。全体の取扱いは数量で1万715トン、金額では昨年同期とほとんど同額となっております。

サケ定置網の網入れが開始され、秋の定置網漁がスタートしました。秋サケの水揚げ予想は、今年も芳しくありませんが、予想を覆すくらいの大漁を期待しているところであります。

根室では大ぶりのサンマが好調であり、イカも戻ってくるのではないかというニュースもありますので、期待したいところであります。

羅臼町は浜に活気がなければいけません。けがや事故、災害が起きないように、そして羅臼の浜が歓喜に沸くような大漁がやってくることを願い、行政報告といたします。

○議長（佐藤 晶君） ここで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 1番、米井宏喜です。通告に従い、質問させていただきます。

まず、1点目が羅臼オートキャンプ場におけるシャワー設備の整備と、来年度予算への反映についてです。質問内容は大きく二つです。

1点目、キャンプ場のシャワー設備の現状と利用者ニーズへの対応についてです。

羅臼オートキャンプ場では、シャワー設備が整っていないことによる利用者の不満が継続していますが、町として、その実態をどのように把握しているのか。

また、夏の繁忙期には町内の温泉施設の一般入浴が制限されることもあります。町外からの観光客が入浴手段を失う状況について、どのような対策が必要だと認識しているのか。

2点目は、令和8年度予算を見据えた設備整備に向けた町の方針についてです。

現在、炊事場やトイレは湧水を使用していますが、シャワーについては水道を活用する、あるいは湧水・水道のハイブリッド方式でタンク供給するなどの段階的整備について、町として現段階の検討状況を教えていただきたいです。

緑の村全体のマスタープランの施策が進められているとのことです、現状の具体的ニーズを予算に反映するために、先行してシャワー設備のみ整備する考えはあるのかをお聞きしたいと思います。

次の質問は、役場庁舎における熱中症対策と空調設備整備の方向性についてです。質問は2点あります。

1点目は、役場庁舎内の暑さ対策の現状と職員の健康確保への対応についてです。

民間企業では、2025年6月1日より施行された労働安全衛生規制の改正により、企業には熱中症対策が義務づけられました。これは羅臼役場にも適用されるものであると考えられますが、役場庁舎の空調未整備の現状をどう受け止めているのか。

もう1点は、限られた人員で町政を支えている役場職員が暑さによる体調不良やパフォーマンス低下に見舞われることの影響をどのように捉えているか。

2点目の質問は、令和8年度の空調設備導入を見据えた準備と、今年度中の応急対応についてです。

令和8年度予算での空調設備整備に向けて、町として具体的な計画を進めていく考えはあるのか。

三つ目の質問は、熊駆除の電話対応における職員の負担軽減と対応体制の見直しについてです。質問内容は2点あります。

ヒグマの駆除に関する町外からの問い合わせ増加と、その対応に関する課題についてです。

ヒグマの駆除に関する電話が役場に集中している現状について、町としてどのように対応し分析しているのか。

日常業務に影響を及ぼすほど職員の手が奪われている状況について、これまでどのように

な対策が講じられてきたのか。

二つ目は、今後の電話対応の整理、分業体制の検討についてです。

町民からではなく、道外や外部の方からの問い合わせが多い状況において、情報提供の手段や窓口の再構築の考えを聞きたい。

今後、ヒグマ情報専用の音声ガイダンスやWebでの最新情報発信の強化など、電話対応の負担を軽減する具体策を講じるお考えはあるのかでございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 米井議員より3件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼オートキャンプ場におけるシャワー設備の整備と来年度予算への反映について、2点の御質問でございます。

御質問いただきました羅臼オートキャンプ場ですが、今年度の来場者数は、シーズン途中の8月末現在で2,733名と、既に前年度総入り込み数を超えており、前年同期比では142%と、2年連続で過去最高の入り込みを記録する見込みとなっております。

町内の宿泊施設不足が課題の一つである当町としては、年々重要度が増している施設となっております。

1点目のシャワーを含む入浴施設への意見や要望の把握につきましては、主に予約システムで活用しておりますキャンプ場検索サイト「なっぷ」への口コミ評価や、キャンプ場の管理者より利用者の声を確認しております。なっぷへの口コミですが、8月末現在27名の方の口コミが掲載されており、そのうち10名、全体の3分の1以上の方がシャワーや風呂などの入浴施設がないことで不便を感じいらっしゃることから、羅臼オートキャンプ場に入浴施設を整備することで課題が解消されるものと認識しております。

2点目の入浴施設整備を見据えた検討状況ですが、管理棟に設置されておりますシャワーにつきましては、前回、議会でも答弁させていただいたとおり、水量に懸念があることから、現在、貯水タンクを設置した上で稼働することが可能なのか、試運転を行うことを検討しており、その結果も踏まえた上で、現在の湧水を活用するのか、もしくは水道を延伸するのかを判断するとともに、整備時期についても併せて判断してまいりたいと考えております。

2件目は、役場庁舎における熱中症対策と空調設備整備の方向性について2点の御質問でございます。

1点目の役場庁舎内の暑さ対策の現状と職員の健康確保への対応につきましては、近年、羅臼町においても30度以上となる真夏日が増え、今年は観測史上最高気温の33度を記録いたしました。現状の対策としましては、庁舎の多くの窓を開けること、正面玄関両端の勝手口や職員玄関を開放するなど、風通しをよくして、少しでも室温が上がらないようにしておりますが、この対応だけでは室温が高く、小型のサーキュレーターを使用するなどして体調管理しております。

また、義務づけとなりました、体調不良になった場合の対応としましては、まずは保健師に状態確認をしていただき、休息や水分及び塩分の補給を推奨することや、状況によつては医療機関への受診を進めることとしております。

議員の御質問にもありますとおり、暑さによる体調不良は特に危惧しなければならないものでありますし、職員のモチベーションが下がることも懸念されます。もし複数の職員にこのような状態が発生しますと、役場機能が低下し、住民サービスに影響を及ぼす可能性があります。したがいまして、働きやすい環境を整えることが望ましいことと考えております。

2点目の令和8年度空調設備導入を見据えた整備と、今年度中の応急対応につきましては、室温管理という観点で、冷房設備として捉えて答弁をさせていただきます。

地球温暖化が進む昨今、庁舎の冷房設備は必要と感じておりますし、併せて網戸の整備も進めていかなければならないものと考えております。冷房設備は庁舎だけではなく、まだ未整備の教育施設や公共施設も含め、整備に向けた検討が必要と考えております。現時点で、令和8年度予算で整備するとは断言できませんが、今後、未整備の教育施設や公共施設も併せて調査し、町民が利用する公共施設を優先するなど、順位づけも含めた検討を行ってまいります。

3件目は、ヒグマ駆除の電話対応における職員の負担軽減と対応体制の見直しについて2点の御質問であります。

1点目は、問い合わせに対する対応と課題についてであります。

去る7月27日に、当町礼文町の国道で発生いたしましたヒグマが鹿を襲う事案は、観光客を初めとする多くの方の目に触れ、あらゆる角度から複数の映像が残されたため、各メディアやSNSを通じて全国に知れ渡ることとなりました。報道された映像を私も拝見しましたが、さほど大きいとは思えない熊が自分より大きい鹿を簡単に引きずっていくさまは大変ショッキングであり、多くの方の関心を引いたであろうと推察しております。

そして、翌日より各マスコミの取材依頼や、全国各地からの御意見が多数羅臼町に届きました。電話やSNSの媒体を経由した御意見が1週間で約50件ほど届いており、感情論による否定的な意見が大半を占め、中には1時間以上話を続ける方もおり、担当の産業創生課だけではなく、総務課を始めとする職員の業務にも支障を来ておりました。

さらには、記憶にも新しい8月14日に発生した羅臼岳における人身事故の際にも、現場が羅臼岳ということで、勘違いも含めて30件以上の電話がありました。

内容といたしましては、このたびは人命が関わったということで、苦情の電話に負けないでくださいというような、行政を支援してくださる意見もございましたが、極端で過激な意見が多数あり、対応に当たる職員やハンターを萎縮させ、新たな事故につながりかねない重要案件となり得るものと危惧しております。

こうした苦情対応による業務の停滞につきましては、先般開催されました北海道町村会の農林水産常任委員会においても大きな課題となり、北海道直轄による専用ホットライン

の開設など、全道規模での統一されたルールづくりが求められておりますが、確立にはまだ多くの議論が必要となりますので、まずは、羅臼町として統一された対応を講じる必要があると感じております。

2点目は、今後の電話対応の整理、運用体制の検討についてであります。

具体的な取組といたしましては、苦情受付体制の整備が重要であると考えております。今回のように苦情が殺到した場合、羅臼町として一定の見解を持っていても、別々の職員が個別に対応することにより、同じ意見にもかかわらず、違う回答をしてしまう可能性も生じますので、今後はその場での一問一答の受け答えはせず、質問や意見のみを受け付け、改めて複数人で内容を確認し、同様の質問に対しては、同様の回答ができる体制の確立を早急に進めてまいります。

また、苦情電話をかける方は匿名の場合が非常に多いので、その場合は、ホームページ上にQ&A方式で掲載することで対応できればと考えております。

議員御指摘の専用ダイヤルや音声ガイダンスなどの導入につきましては、今後の利用頻度やコスト面を考慮の上、慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） まず、羅臼オートキャンプ場における質問についてなのですけれども、来場者数が8月現在で2,733名、これから9月、連休が来るとより多くなって、3,000人にいくようなペースなのかなと。今の環境を考えると、それくらい人気は上がるだろうという予想はしていたのですけれども、今キャンプ場に来られる方たちは、なっぷで予約しているのと、通りすがりにどこか泊まれるところを探してくるのと、いろいろなパターンの利用方法があると思うのですけれども、口コミの27件の中の3分の1が、シャワー施設があればというような意見、僕も確認したのですけれども、なっぷの口コミで27件のうち3分の1。もしかすると今年来た2,733名のうちの3分の1、900人くらいがシャワー設備があればと思っていると思って、おかしくないかな思っているのです。口コミだけで3分の1の方なのですけれども、利用した方全体の3分の1は、シャワー設備があればと思っていたのかもしれないということだったのです。

整備が行き届いていれば行き届いているほど、残念だと思う1点のところがすごく目立つと思うのです。僕は、シャワーがあればというのは、別の部分でも同じだと思うのです。ほかはシャワー設備はあるのだけれどもトイレが汚いというのと一緒に、どうしても1点だけ残念なところが、マイナスの部分はそこだけだったので、そこが目立ってしまうというところがあるので、ぜひ早急に対応していただけたらいいかなと思っています。

答弁の中に、貯水タンクの試運転を検討、水道を延伸するかの判断とか、整備時期の判断というところで、なかなか具体的な時期が示されていないところもあるのですけれども、貯水タンクの試運転とか水道の延伸、これはいつ頃までに決められるかというところをお伺いしたいです。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま米井議員がおっしゃったことありますが、同じように私どもも感じているところでありますので、多分、今の課題というのは共有できるのかなと思っております。

しかしながら、整備をするのにということになります。まずは、予算の問題等々ございますから、そういったこと。それから売上げとのバランス、どれだけの整備が必要で、今後どういった売上げが見込めるのかと、それから運営上の問題です。それとシャワー設備、今現在は2か所ございます。男性1か所、女性1か所で、利用することは可能ですが、やはりそこの改修も必要になってくると感じているところでもありますので、それも含めてしっかりと対応しなければ、先ほどおっしゃったように、シャワーは使えるのだけれども脱衣所はないとか、ちょっと狭いということが、またそれが不満になっていくことも考えられますので、どのような対応をしていいかということを検討しなければいけないということになっています。

それと、方法はいろいろ考えました。しかしながら、年間を通してというか、シーズンを通して、例えば今、湧水を使っている部分はお墓のところでも利用されていたり、そちに影響がないのか、また水道を引っ張ると幌萌地区に影響が出ないのかとか、いろいろなことを想定しながらやっていかなければいけない。そういう中で出てきた一つの案として、貯水をするということ。これも設備費にどれくらいかかるのかといったこと、それから1人当たりのシャワーの水量がどれくらいなのかということも、これは机上で計算していくける部分なのかもしれません、そういったことも考慮してやっていかなければいけないと思っています。

今の時点で試験をするというのは、利用されている中ですので非常に難しいかなと。秋の連休が終わった後ぐらいに試験ができればいいかなと思っています。ですから、来年度のオープンに向けて、その辺が間に合うのかどうかということも含めて、今後計画を立てていきたいと考えておりますが、当然ながら大規模の予算をそこに投入するという状況にはまだないと思っていますので、今後のオートキャンプ場の経営も含め、売上げといいますか、そういったものも含めて、いろいろな側面から検討したいと思っています。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 利用料についてなのですけれども、本当に安いらしいのです。来られた方が毎回、ほとんどの方が驚くらしいです。利用料が安い。中に確認すると、例えば電源つきとか、いろいろな車も入って電源も使えるとか、料金設定のところは、僕が見てももう少し、これだけ整備されているのであれば高くてもいいかなと思ったりもしているのです。いずれあのキャンプ場は稼げるキャンプ場になってほしいなと思っているのです。

今、海外の方もすごく多くなってきてるらしくて、昨日はイスラエルの方が来たらしいのです。イスラエルの二組の方が来て、キャンピングカーとかで来られたりということ

で、やはり世界遺産を有する町という影響力というのは、僕らの予想を上回るくらい影響力があるのかなと思っているのです。やはりウトロと違って、足止めする、箱がなかなか少ない羅臼町にとって、やはりキャンプ場とか車中泊とか、また別の方法で滞在してくれる方たちの場所を提供するというのは、一つの方法なのかなと。羅臼町に観光客を足止めさせる一つの方法なのかなと思っています。

これから話をしたいのですけれども、なかなか経営の部分で難しいというところがあります。今現在のこの状況から、今のスペースをずっと確保していくのか、それとも、もっと利用してもらうためにスペースを広げる。例えば、キャンプ場の予約とかで見ると、やはりキャンプ場を選ぶときに難しいのが、ペット同伴とか、たき火ができるとか、たき火というのは、アウトドアの方たちの中では一つの趣味みたいな人たちがいて、それがキャンプ場ができるのかというところとかを調べると、たき火禁止、花火禁止、ペット禁止というところが多いのです。そういうところはすごく見た目がきれいにされているところが多いのですけれども、今の羅臼町のキャンプ場だと、ペット同伴もオッケーしているのですけれども、やはり苦情とかがあつたらしいのです。犬がほえたりとか、ましてやアレルギーがある方もいると思うので、そういう方たちとの距離を取るという問題も出てくると思うのです。今後もっと展開していくのであれば、ペット同伴のスペースをつくるとか、例えば体験実習館の前のスペースを有料で車中泊の方たちに貸し出すとか、そういうような感じで、稼げるキャンプ場を目指してもいいのかなと思っているのですけれども、その辺、町長の意見を聞きたいです。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今のことについては、おおむね同感です。

実は、何年か前まで、僕が町長に就任した頃には全くあれは遊休施設でした。全く稼げもしなければ、草刈りだけに費用をかけなければいけないというような施設であったと思っております。やはりそれをとりあえずあそこまで何とかしてきたわけです。職員も頑張りながらやってきたのですが、まだまだ足りないところがあるというのは御指摘のとおりだと思っています。将来的に稼げる施設として、ただ、その方法が、民間を導入していくのか、もしくは公営でやっていくのかというところの難しさというのはあると思います。

そういった中で、過去にはあそこで温泉を掘ったり、昔ですけれども、油が出て駄目だったとか温度が低かったとかとあるのですが、そういうことは望めない場所でもありますので、そこにシャワーであるとか、そういった施設を設けるということは、しっかりと対応したいと思っているところであります。

また、今は公設という形の中で、管理人をお願いして運営していますが、やはりあの施設だけではなくて、周辺の美化、草刈りであったり、そういったところにもそれなりのお金はかけて、ただあそこは、僕が感じるところでも非常にすばらしいところだと思っています。景色もいいですし、先日アドベンチャーフェスティバルを開催させていただきまし

た。多くの方に御来場いただきましたが、口々に言われるには、すばらしい環境ですと褒めていただきました。あそこからも羅臼岳は見えます。国後島もしっかりと見えます。そういった中でのオートキャンプ場ですから、立地としてとか景観としては非常にすばらしいと思いますので、それをさらにブラッシュアップして、磨いていって、すばらしいオートキャンプ場にしていきたいということについては同感でございます。

例えば利用の中で、ペットを連れて来られる方、それは多分エリア分けをしていくことで解消していくけるぐらいの広さはあるのかなと、ペット同伴の人はこのサイト、こっち側のサイトを使ってくださいとか、まだ空いている空き地もありますのでドックランを併設するとか、そうなると今度町民の方も使えますので、ドックランなんかは。そういうた場所を考えるですか、そういうことで対応していきたいと思っています。専門的であるスノーピークと提携させていただいておりますので、そういう知名度を生かしたり、また、今回ゴールドワインなんかもあそこでいろいろ共催してやっていただいたので、そういうアウトドアメーカーの意見なんかも取り入れて、今後運営をいかに進めていくかということも含めて検討させていただければと思っています。

それと、もし将来的にまだまだ利用者が増えていくことになれば、スペースというものが、先ほどおっしゃっていただいたとおりあると思います。上に広げるのか、もしくは今、実は、あの一帯をどうしていくのか、運動公園も含めて、運動公園にテントを張ることにはならないでしょうが、パークゴルフ場のほうも含めて、一体化として考えなければいけないという話も出ていますので、総合的に考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） やはり羅臼の自慢できる施設というところは、一つ、完成度が高いほど、やはり町の姿勢というのが、来られた方にはすごく見えると思うので、今回に関しては、シャワー設備の話題を振りましたけれども、シャワー設備が整った時点で、やっとその土台ができるのかなと。そこからいろいろな可能性を考えて、展開できるのではないかと思っているのです。

やはり羅臼町は世界遺産を有する町ということで、キャンプ場とか、これから話す内容もそうなのですけれども、世界基準みたいなものを見たほうがいいと思うのです。キャンプ場に関わる世界基準は何なのだろうと僕も調べたりしたのですけれども、やはり安全性と利便性と多様性というところなのです。多様性となると、海外の方も来られるので、イスラエルの方が来たときに、一体何語なのだろうと思ったりもするのですけれども、そういう方たちとか。調べたら、海外のほうでは、それプラス障害者とか高齢者とか、そういう方が来てアウトドアを楽しむという場所とかも設けられているそうなのです。

これというのは、そのままSDGs、持続的な開発目標の部分にもなると思うので、やはり今せつかくいい場所としてつくり上げている、まだ途中だと思うので、伸びしろはまだまだあると思うので。どんどん発展していくって、それなりの管理に関する費用とか、人件費とかもかかると思うので、利用料というところも検討していけたら、多分来られた方

は満足して、多分高い金額でも払うと思うのです。そういう時代になってきたので。今後、キャンプ場に関しては、僕もアイデアとか、いろいろ調べながら町のために意見を言わせていただきたいと思っています。

2点目、次の質問に行きたいと思います。

熱中症対策というところなのですけれども、今されている熱中症対策、対策と言っているのか、普通に窓を開けて風通しをよくするというような段階なのですけれども、やはり町民が感じていると思うのです。最近、羅臼は結構暑いと。羅臼って、気温こそ、そこまでではないかもしないですけれども、湿度が半端ではないのです。僕の家にも温度・湿度計も置いてたりするのですけれども、外で80%を超す日とかが結構普通にあって、湿度高いほうが不快に思う。最近、エアコンをついている人も分かると思うのですけれども、除湿というのがすごく重要だったりするのです。

僕は、今回、役場庁舎内における熱中症対策ということなのですけれども、やはり少ない人数でやっている中で、町民のための場所ということで、町民のために動く職員の方たちが常に元気でいてほしいと思うのです。どんどん働けということではないのですけれども、やはりその方たちの環境というところを整えてもらいたいなという想いでいるのですけれども、今の庁舎の中にいきなりエアコンをつけるというのはすごく難しいと思うのです。

ちょっと調べたところ、移動式エアコンというものがあるらしくて、災害時にも使えるもので、いろいろ調べたときに、たまたま机上に置いてあったジチタイワーツ（冊子）の中に、これが議会の控室にあったのですけれども、これをめくると、信越空調という会社で出しているヒエスボという移動式エアコンがあつて、これは体育館でもがんがん使えるものがあるらしいのです。一番高いもので200万円ぐらいしてしまうのですけれども、そこに電話をかけて聞いたら、北海道でも滝上町とか洞爺湖町が導入したという話を聞いたのです。洞爺湖町のほうでも役場庁舎内がすごい暑さで仕事にならないということで、役場庁舎内と同時に学校施設、ほかの公共施設にも導入したということなのです。これはすごくいいなと思ったのが、災害時にも使えるということなので、やはり役場で使いながらも、災害時にはそれを持って、例えば町内会館とかにも使えるという利点もあるかなと思っていて。設置するには、やはり温風も出てしまうので、そこら辺の対策は必要なのですけれども、扇風機だけではなく、移動式エアコンとか、そういうものを導入するというのもいいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） まずは、おっしゃっていただいたとおり、この庁舎内に、例えばそういう冷房設備であつたり、空調設備を導入することになると、とんでもない、今の羅臼町の中で、それを優先的にやるというような状況にはないのかなと思っています。ですから、今御指摘のあった、多分スポットクーラーのようなものなのかなと思うのですが、これは学校に一度導入させて、機種は違うのかもしれませんが、導入して使つ

た経緯もあります。いい面もあれば、やはり悪い面もあるということもあるものですから、慎重にその辺も考えていかなければいけないかなと思っているところであります。今、学校の話をしましたが、学校の統合ですとか、そこにエアコンといいますか、冷房設備を導入しなければいけないということも議論されている中で、なかなか。町民サービスをする場所だから、町民のためにということは当然だと思います。しかしながら、なかなかそれを理解していただける状況にあるのかないのかということも考えながら、役場庁舎については、少し慎重になっているというのが現状だと思います。

スポットクーラーも含めいろいろなことも検討してまいりますが、例えば、事務所内は広いものですから、例えば体調を崩される方、学校なんかは今でもそうなのですが、体調が思わしくない場合に逃げ込むお部屋というところに個別のエアコンを設置して、そこは休憩室であったり、涼む部屋であったり、そういう意味での職員の健康管理というのを早急に考えていただけるのかなと思いますので、そういうことも含めて、町全体のことを考えながら進めていきたいと思っています。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 役場庁舎内も結構町民とかがたくさん来るので、今、熱中症対策ということで、役場自体がクーリングシェルターの役割を果たすというところがすごく大事になってくると思うのです。僕も役場庁舎の全部を冷やすということは難しいかなとは思っているのですけれども、やはり職員も体調が悪くなったりとか、毎回保健師に相談してというふうに書いていますけれども、保健師も保健の先生でもないので、仕事をしてもらっている職員の1人なので、やはり自分の体調は自分で管理しなくてはいけないということで、町民の方たちが少しでも涼める、シェルタ一代わりになる一室を設けてみるとか、そこは職員も使うというような対応から始めてもいいと思うのです。

ほかの自治体、標準、中標準、別海にも聞いたら、別海町はもう空調が整っていて、立派な建物らしいのですけれども、重点的に町民が涼める一室というところには集中して、いい環境を整えているということであって、ほかの中標準町とか標準町は扇風機とかを使って、大体同じような回答だったのですけれども、やはりそこは、幾ら羅臼といえども、先ほども言ったとおり湿度とか、不快指数というのがすごく重要なと思うので、そこら辺の対応。今紹介したヒエスボは、聞いたら除湿機能もあるらしいので、いろいろな会社でも出していると思うので、検討していただければいいかと思っています。

一応、暑さ対策というところでは、9月になったので大分涼しくなってきたのですけれども、役場庁舎の人たちが自分の体調とか、今の室内の状況を確認するような温度・湿度計があるとか、W B G T 測定器というのがあって、日本語で言うと、黒球式熱中症指数計というのがあるらしいのです。特に温度計の上に黒い球みたいなのがついていて、外で使うものだったりするのですけれども、日々職員が室内の状況を確認できるような計測器の導入というのは考えていないでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（湊 慶介君） 米井議員から一般質問の通告書があったときに、価格的なところも調べまして、早速、庁舎内に2か所、2台だけ設置したところであります。数字的にも結構大きく見えますので、それなりに職員も見ることができると思っておりま

す。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） これなかなか町民の方たちも知らないと思うので、役場にこういうものを設置したとという町民へのお知らせも必要かと思っています。やはり自分の体調とか、羅臼の人たちは暑さに鈍感というか、なかなか、ぎりぎりまで我慢するという傾向があるかもしれないで、そういうところを数字で確認するというような習慣づけも、今後、温暖化に対しての対応としては、その習慣というのは必要になってくるのかなと思っています。

本当に湿度が高いというところでは、なかなか羅臼町の気候もオリジナリティに富んでいるような気がしますので、羅臼町での熱中症対策というところを今後もつくっていけばいいかなと思っています。

3点目のヒグマの電話対応なのですけれども、2件目の、亡くなった方のニュースに関しては、羅臼岳という名前がたくさん出ていましたので、ウトロ側のほうで起きた事件ではあるのですけれども、羅臼側でもたくさんの電話があったのかなと思っています。

実際のところ、まだ9月に入ってもそういう電話というのは来たりするのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 9月に入ってからは、そういった苦情の電話は来ておりません。8月の末ぐらいまでは、少しずつではありますけれども、何点か来ておりましたが、9月に入ってからは来ておりません。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） やはり職員の対応に一貫性を持たせるということでは、多分、産業創生課が一番対応していると思うのですけれども、熊の目撃情報とか、出てきてしまったとか、駆除しなくてはいけないといったときの対応も産業創生課でやらなくてはいけない。電話が来たときも産業創生課でやらなくては、メインは多分、産業創生課になると思うのですけれども、そうなると、本来の業務というのがなかなかできない状態になるだろうというのが誰でも予想できると思うのです。しかも、専門性が高いとなると、またその中でも絞られてくる職員になってくると思うので、そこら辺の対応というところでは、ヒグマ対応のポリシーというか、こういうところは統一していこうという内容というのはあるのですか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 今のところは、こういった形で進めましょうということ

で話し合っておりますが、こういった事案はこういった対応というようなことは、明確にみんなで指示をし合ったということは今のところございません。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） この対応に関しては、例えばホームページとかＳＮＳで対応をするという方法もあると思うのですけれども、直接電話をかけてくる方がそこを見るかどうかというのはすごく難しいというところがあつて、これは、こうすれば解決するという答えはなかなか難しいと思うのです。

ただ、羅臼の町民からは多分こういう苦情は来ないと思うのです。北海道の中でもなかなかない。これは多分本州とか、ヒグマの生態に関してとか、羅臼町に対して、世界遺産に対しての知識というのがなかなか薄いというか、そういう方たちが、知りたいがために電話をしているのかなと思うのです。

今後、逆にそういう方たちを教育するというか、生態、どうしてこういうことになるのかとか、ホームページの一つに、そういうページを設けるとか、学びの機会というのを与えていくというのも、また一つの手かなと思つたりするのですけれども、そっちの方向では考えていないですか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 議員から指摘がありました学びの教育というのは非常に大切な視点と思っております。そういったものも含めて、統一の回答をするように今後していくこうと。このような行動のときはこのような知識の下、このような行動を取ったということも含めまして、後ほどお知らせするような形。その場でお知らせすると、あちらも感情的になっておりますので、なかなか聞いてもらえません。自分の持論を述べているときに、こちらが教育しようと思っても、説明しようと思っても、一言返せば10言ぐらい返ってきますので、それで長くなるというのがどうしてもあるものですから、その場では回答せず、そういった教育の視点も含めながら別旨で、メールになりますか、電話になりますか、はたまた、やはり匿名の方がが多いものですから、「ホームページ上で御確認ください」なのかもしれません。そういった形で、教育も含めた形で丁寧に、そして正確に御説明できるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 学びということも伝えたのですけれども、これは世界遺産を有する羅臼を知ってもらう一つのチャンスでもあるのかなとも考えているのです。自分も住んでいて、独特な町だと思っているので、羅臼のスタンダードというものがなかなか外部に伝わりづらいというところもあるので、どうして熊を駆除しなければいけなかつたのかというところも、やはり羅臼町として示していく、紹介していく、自然遺産のすばらしさとか羅臼のすばらしさとか、そういうことだけではなくて、ちょっと暗い話題にはなるので

すけれども、そういう羅臼のまた1点、違う目線でのスタンダードというところも示していく必要が今後あるのかなと思うのです。

やはり世界に認められた自然遺産であることですから、世界の方たちにも学びになる場所であると僕は思うのです。例えばマイナス的なこういう出来事とかも、考え方ひとつでプラスの考えにできるのかなと思うので、発想の転換というものをしていかなくてはいけないかと思うのですけれども、町長の意見を聞きたいのですけれども。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 世界自然遺産の知床の自治体である羅臼町の考え方というのは、一定の考え方をお示しする必要はあると思いますし、現在も、それはいろいろな形の中で発信させていただいていると思っております。例えば、先日のアドベンチャーフェスティバルでもいろいろ出ましたし、斜里町と一緒に、出資している知床財団のほうで日々の状況というのは連絡をさせていただいて、考え方についても、両町共に同じ認識で発信するという体制になっておりますので、そういうもののを見ていただくというのが一番かなと思います。

それと、そういうことを知っていただくのは非常に大事なのですが、御質問のあった苦情電話であったり、そういう中で、こちらの主張を言うというのは、多分聞いてもらえない状況にあると思っております。向こうは、自分の主張を言いたいという感情的な感じで来る方がかなりいらっしゃいますので、そういう方に対する対応では、何らかの方法で、違う方法で対応しなければいけない。僕は、それを全て聞き取りなさいと、答えなさいということは、する必要ないと思っていますから、そういうものに対してどういった対応策ができるのかというのは、羅臼町だけではなくて、今、全道各地、もっと言うと全国各地で熊の問題がありますから、その辺のことについては、そういうところと、一定の対応の仕方、羅臼町だけが聞かない、話を聞かないけれども、あそこの自治体は聞いてくれたよ。これがまた火をつけることになりますかねないということもありますので、答弁させていただきましたとおり、私もメンバーですが、全道町村会の農林水産常任委員会のほうで、そのことの統一性というのを図りましょうと。その音頭を取るのは北海道ではないでしょうかとか、環境省であろうとか、そういうことを今議論をしている最中です。

一定の方向性について、熊対応については、そこを通じて国のほうにも先日要請を行っております。ここには市長会も入っていますし、北海道も入っていますし、いろいろな団体も入って要請をさせていただいているので、今後、それを注視しながら。

実は、匿名のものをどう扱うのかという問題もあるのです。言われたとおり、多分分かっていらっしゃると思いますが、言っているとおりです。安全なところに身を置いた人がそういう話をするので、かみ合わないです。ですから、なかなかここの状態を分かっていただくというのは、電話の中では難しいと考えておりますので、例えば、いろいろな中で、「氏名や連絡先などを教えていただけない方には対応できません」ですか、それから、「録音をさせていただきます」ということ、その録音内容についても、もしかする

と公表があるかもしれませんということで、やはり向こうにも一定の責任を感じていただくというのが、今の。今はフェアではないのです、正直言うと。ですから、そこをやることで職員の負担軽減を減らしていくとか、もっといろいろな方法を考えなければいけない。録音して、一切答えない。それを聞いて、後からお答えしますという方法もあるし、過激な中では、1分1,000円ぐらい取ればいいのだというような話まで出てきているところもありますし、これはお金がかかるのでできないけれども、ヒグマについては1番を押してくださいとか、よくそういった対応があるではないですか、A.I.に対応させればいいのだと、そういう話まで今は出てきているので、その中で羅臼町がどう対応していくかというのは、今後の課題になると思っています。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 録音機能については、僕もこの後言おうかと思ったのですけれども、すごくいいかなと思っているのです。自分の発したことが残るということに対して若干の抵抗を持つ人もいるかもしれないですし、やはりそこに責任を持つ人もいると思うので、それはいいかなと思っています。

先ほども伝えさせてもらったのですけれども、羅臼はすごくオリジナリティに富んでいるというか、斜里町と羅臼町であっても、やはり世界遺産の自然と本当に近い位置に常に町民がいるという町はほかにはないと思うので、羅臼町の基準というものが道のほうで通用するかどうかというか、理解してもらえるかどうかというのは、今後の報告を待ちたいと思っています。

以上で、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤 晶君） ここで、午前11時15分まで休憩したいと思います。15分から再開いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、会場がちょっと暑いようなので上着を脱いでも結構でございます。

それでは、一般質問を行います。

次に、発言を許します。

2番浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 2番、浜岸昭仁。通告に従い、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、知床半島羅臼地区携帯電話通信エリア拡大についてです。

町長は、これまで12団体と連携し、国に対する意見書提出など、積極的な姿勢を取ってこられたことは承知しております。

しかし、基地局整備が一部で凍結されている状況や環境調査の不備、オジロワシへの影響などを理由に進展が滞っていることから、町民の不安は依然として大きいのが実情です。

今後、町として国や北海道に対し、携帯エリアの拡大と通信環境の整備について、さらに強く、また、継続的に行っていく意向はありますでしょうか。

また、自然保護団体との対立構造に至らぬよう環境調査の透明性確保や合意形成の枠組みづくりなども含めて、町として指導的に提案していくお考えはお持ちなのでしょうか、お伺いいたします。

2点目ですが、陸上養殖についてお尋ねいたします。

数年前より羅臼漁業協同組合漁業者とともに羅臼町が進めておりますが、進展が思うようにいかず、現状は、羅臼町温水プール隣のビニールハウスの中で一部に、約水1トン入る水槽を一つとポンプを設置している状態です。漁業者からは、水からつくる好適環境水と海洋深層水の二刀流で育てるとどのような違いがあるのかなどを調べることや、太陽光の影響があまり出ない施設や、新たな場所を提供していただければと思っていると伺っております。

今後、町は、国からの支援金や補助金などを含めて、どのように協力していくお考えなのか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 浜岸議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、知床半島羅臼地区携帯電話通信エリア拡大についての御質問であります。

国や北海道に対する継続的な要望につきましては、今年度の根室地方総合開発期成会の要望・提言書においても、知床半島及び海域における防災用通信機能の強化を重点要望事項として掲載し、国及び北海道に対して継続的に要望しております。

また、令和6年10月に総務省が主催し、国の関係機関、北海道、携帯電話事業者等が出席して開催された知床半島地域通信基盤強化連携推進会議の場においても、改めて不感地域の解消の必要性について説明をしております。

羅臼町としては、漁業者等の安心・安全の確保のために、不感地帯の解消は必要との認識に変わりはなく、今後とも様々な機会を捉えて、不感地帯の解消について継続的に要望してまいります。

枠組みづくりなどに関する提案につきましては、環境省が主催し、有識者、国の関係機関、北海道などが出席する知床世界自然遺産地域科学委員会において、携帯電話基地局の整備が世界自然遺産の価値に与える影響を適切に評価するため、調査手法などに対する助言が行われています。

議員御指摘の環境調査の透明性確保については、科学委員会にて行われており、これまでも羅臼町からも携帯電話基地局の整備に関して必要な情報提供などを実施しております。

す。環境調査の透明性確保は重要であり、今後とも科学委員会に協力しつつ、議論を注視してまいります。

また、自然保护団体なども含めた合意形成の枠組みづくりについてですが、合意形成を進めていくためにも、まずは科学委員会での評価が重要と考えています。科学委員会での評価を踏まえた上で、総務省や環境省などとも連携しながら、必要な対応について検討をしてまいります。

2件目は、陸上養殖についての御質問であります。

浜岸議員により御質問いただきました陸上養殖事業でありますが、羅臼町における新たな産業創出の一環として、未来創造型実行委員会の中で議論されてまいりましたが、具体的に研究や試験運用などの事業を推進するための実行委員会内の漁業関係者のメンバーにより、令和4年度に陸上養殖推進研究会が発足され、取組を行っております。

町としましては、研究会の運営費に対する補助や、事務局として運営自体を支援しているところであります。

研究会によります事業の実施状況ですが、令和4年8月に研究会発足後から、岡山理科大学など先進地へ視察や勉強会に参加した結果、岡山理科大学で開発されました好適環境水を活用した完全陸上養殖を目指すこととなり、昨年度には、研究施設の場所を湯ノ沢町のシルバー生きがいセンター横の生きがいハウスに選定し、1,000リットルの水槽と水温調整及び水質管理機能を有する循環ポンプを整備いたしました。

今年度につきましては、好適環境水を活用した試験を行うため、研究会と岡山理科大学で協定を締結の上、試験を開始する予定と伺っております。

規模や運営形態などにもよりますが、養殖場の場所の選定や整備費、運営費等についてどういった支援ができるのか、協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） ありがとうございました。

具体的に、今後、国や北海道、通信事業者への要望や協議の具体的なスケジュールとか方法というのは、現時点でどの程度決まっているのかということ。

もう1点、自然保护団体等も含めた合意形成の枠組みづくりについて、科学委員会の評価が重要と考えているという御回答があつたのですけれども、自然保护団体や他の自治体との調整について意見交換を重ねているというだけでは、受け身体制というか、先に進んでいかないと思っているので、町が主導して、中立的な専門家や環境団体を交えた協議の場を設置するなど、合意形成を前に進める具体的な取組をすることが必要だと思っているのですけれども、その辺りはどう考えますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） まずは、今後のスケジュールについてですけれども、このことについては、まずは、先ほど答弁させていただいたとおりですけれども、科学委員会の調査

結果を踏まえた上で、それを基に、いろいろな団体を交えて協議をしていくということになつてはいると承知しております。

環境保護団体との協議というのは、基本的に、先ほど言った12団体の中に、そういうふたれた考え方を持たれている方はいますが、環境保護団体として参加をしているわけではありませんので、科学委員会の調査を踏まえた時点で、環境に負荷をかけないということをどう説明していくかという、理解を求めていくかということになっていくのだろうと思っております。まずは、科学委員会の調査結果、自然遺産の生態系や様々なものに負荷をかけるものではないのかどうかという結果が出次第、進んでいくものと承知しております。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 分かりました。ありがとうございます。ある程度認識できたのですけれども、携帯電話のエリア拡大というのは、防災や観光や漁業安全というか、全てに関わる基盤整備と思っているのですけれども、今後、総合計画や防災計画など、政策文書に通信インフラ整備を明確に位置づけるとか、そういう考えはあるのかということと。

具体的な進捗状況ということが、町民のみんなに周知できるというか、知らせるという考えはあるのですか、そこら辺はどうなのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 当然ながらいろいろな方向性だとか、そういう動きがあればお知らせをしていくことはしなければいけないと考えていますが、先ほど答弁させていただいたとおり、今は、まずは先端地区については、一旦凍結になつてしましました。これは非常に残念だと羅臼町としては思っております。

今、ニカリウスのことについて調査を開始しているところでありますので、その調査結果が出たり、例えば総務省ですとか、そういったところの方向性が出れば、当然ながら町民や議会にもしっかりと報告をしていかなければいけないと思っているところでありますし、今おっしゃっていただいた防災や、そういった観点から、総合計画にというお話もありますが、実際に私どもが設備を町としてやることではありませんので、町の総合計画の中では、要望していくとか、必要性を感じているというところは、当然ながらあると思いますが、それを整備していくというような計画にはなかなかならないのだろうと思いますので、当然ながら必要性は十分感じていますし、そういったところで、これまでも最初から変わらず、携帯電話不感地域の解消というものを訴えているということについては、全く当初から羅臼町の立場は変わっておりません。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 私も町長も、結局は、携帯電話エリア拡大というのは、してほしいというのは、同じ意見なのだろうというのは認識しているのですけれども、実際、こう言ってはなんですかとも、人の命と生き物の命、オジロワシ、どっちが大事かということもかなり気になっている面で、KAZU1事故があつて以来、それでもいまだに携帯の使えない場所があるということ自体、私はいまだ理解できないので、これより先に一歩、

二歩進んで、まだまだこれからやっていってもらいたいなという気持ちがあるのですけれども、私、漁業ということに携わっている中で、漁船にしろ観光船にしろ、エンジントラブルがあった場合に、機関室に水が入ったりして、そうなると電気系統が駄目になって、無線も使えない、衛星電話も使えないという状況になるわけです。そういう中での危険性もあるし、特に、相泊以北に行きますと、観音岩から下、携帯が一切使えないところで、昆布漁船、ウニ漁船、ホタテの潜水と、タコ漁船、こういった人々は、ほぼ携帯しか持たないで、携帯の使えないところまで行っているわけです。あとは何もないわけです、通信状態が。今、auからもスターリンクというのが出ているらしくて、それは今使えるという話にはなっています。ドコモとかも使えるらしいのですけれども、それという話はショートメールのみなのです。この先、それというのはいつになったら使えるのかという話を伺ったのですけれども、この先は一切、何も決まっていないということなのです。

そういうことも考えて、いろいろあるのですけれども、地震や災害に遭った、津波だとか何かがあったときに使える手段がないというのは現実なので、これを何としてでも国や道に要望を今まで以上に強く要請してもらいたいと思います。この件はこれで終わりです。

続いて、2点目です。陸上養殖についてなのですけれども、実際にやっている漁業者の方たちからは、今やっている環境は、日光の当たらない環境での試験の要望を出しているという話なのですけれども、町の施設や町有地など、具体的にここを提供できそうだというような、そういう場所とか施設というのではないのでしょうか、そこ辺をお尋ねいたします。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 今、太陽が当たらないようなところという要望があると、議員からも御質問があったのですが、今現在、イキガイハウスというハウスの中で施設を設置していて、光が当たってしまうという部分があります。太陽が当たらない施設を要望しているというのは、今回、私は初めて聞いたのですけれども、当然、光が当たってしまうと藻が生えてしまうという可能性もありますので、今後、研究会の皆様と協議しながら、その部分を光が当たらないように囲いをするとか、そういう部分での協議の中で、どういった部分ができるのか話し合っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 今の施設、私も見に行って確認しているのですけれども、実際、植物と一緒にという感じです。植物と一緒にすることは、ハウスの中に入っているような感じなので、夏はかなり高温になります、当然。そんな高温の中で、植物と同じところで魚を育てるのは、ちょっとそれは無理ではないか、困難ではないかと、私自身もそれを見て思いました。

それと、冬になれば温泉水を利用して、ある程度の熱でその温度を調整できるのかもしれませんけれども、年間通してある程度一定の温度に保つような形にしなければ、魚の養殖に関しては難しいのではないかと感じているのですけれども、それでも今の施設のままやっているかと思っているのでしょうか、そこら辺をお願いします。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 昨年度設置しました水槽なのですけれども、水槽のほかに温度を調整するヒーターとクーラーが設備されておりまして、一応外気温、零度台から30度以上になる施設で、温度調節ができるという機能を有しております。今後、もし試験をしてみないとどういった状況になるか分からぬのですけれども、一応温度の調整ができる機能がついているということになっております。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 分かりました。温度の調整はついていても、実際、水槽の中の温度をどれくらい保てるのかというのは疑問がかなりあるところなのですけれども。

あと、国や道の制度というのがあるらしいのですけれども、水産庁の実験実証事業という制度と、あと二つぐらいありますよね。水産試験研究の補助制度、実証実験事業制度とかあるのですけれども、何の制度を使ってこれから進めていくかと思っているのか、そこら辺は、どういう考え方で進めていくのかをお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） まずは、今設置している設備で、うまく好適環境水で育つかという部分を研究しまして、その後、実証に進むということになりましたら、どういった補助金が使えるのかということで模索しながら、研究会のメンバーとも、どういった方向で進めていくのかということで、協議を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君） 実証実験を進めた中でいくということなのでしょうけれども、進めていく中で、これから先、例えば1年後、2年後の間に規模を大きくしていくのか、それとも、これから10年先、20年先になって事業を拡大していくというような考えなのか、そこら辺はどういう感じでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先日、そういったメンバーの方々と直接私も入って協議をさせていただきました。今おっしゃったとおりで、今の施設では十分でないだろうという懸念も含めていろいろお話を伺いました。

それと一番大事なのは、そのメンバーが将来に向けて、しっかりと自分たちの役割としてそれをやっていく意思があるかないかというところが非常に大事だと思っています。彼らだけではないのです。羅臼町としてもそうですし、それを取り巻く羅臼町の関係者の方々も含めて、その判断を今後、今の実験がある程度見通しが効くとなったときに、そういう

数値が出れば、しっかり判断しなければいけないですけれども、実際に施設を造って、誰がやるのですか、町がやるのですか、職員がやるのですか、組合がやるのですか、そこはしっかり協議をしていかなければいけないという、それはメンバーとも意思確認をさせていただいて。しかしながら、この試験の目途、これからやる試験ですから、そっちのほうで大丈夫かという不安も抱えながら、今メンバーの方々はやっていらっしゃいますので、ある程度見通しがついた段階で、その辺の判断をしなければいけないですねということを先日お話をさせていただきました。

○議長（佐藤 晶君）　浜岸昭仁君。

○2番（浜岸昭仁君）　私も聞いたところによりますと、先月の27日、そういう会議というか総会を開いたという話は聞いているのですけれども、この先のことはどうなるのかというのは、私自身もそこに直接携わっているわけではないので、町長のほうがよく分かっているのかなということは理解できましたが。

どっちにしても、漁業者ばかりでなく、町が主体となってできれば、私自身は、進めていってもらいたい事業だと思っていますので、そこら辺のところは、羅臼町が補助金や支援金などを使って、大学のほうとの研究結果などを照らし合わせて進めていく事業になるかと、そこら辺は理解しておりますので、今後、なるべく早い段階で拡大していく、例えば羅臼で言えば鮭児（ケイジ）という高級魚をそこで養殖して、全国の方に出していくような形になれば、単価も取れますし、いい事業になるのではないかと思っているので、そこら辺はよろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君）　次に、発言を許します。

4番山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君）　通告に従い、一般質問をさせていただきます。

地域公共交通の実証実験について伺います。

現在行っている地域公共交通の実証実験は、単なる実験的な運行にとどまらず、住民の利用実態やニーズを把握し、将来に向けて持続可能な交通の形を見極める大切な取組と私は理解しております。

そこで、以下の4点について質問いたします。

一つ目、改めてこの実証実験の目的について伺います。

二つ目、利用頻度や住民の反応について伺います。

三つ目、今後の方向性について、町の考えを伺います。

四つ目、ドライバーの人材確保について、現状と対策を伺います。

○議長（佐藤 晶君）　町長。

○町長（湊屋 稔君）　山下議員から1件の御質問をいただきました。地方公共交通について4点の御質問であります。

1点目の実証社会実験の目的につきましては、私の行政執行方針でも述べているとお

り、今の時代に合った公共交通計画の策定のために、利用者ニーズの把握と望ましい運行ルートを調査するために、コミュニティワゴンによる実証社会実験を行っております。

2点目の利用頻度や住民の反応につきましては、現在、月、水、金曜日の午前9時から午後1時まで、バスが運行されていない時間帯に、町内のバス停を活用した実証社会実験を実施しております。また、土曜日のみ予約運行の実証社会実験を実施しております。利用者につきましては、ほぼ移動困難者といわれる高齢者の方々が10名ほど利用しており、おむね好評の御意見をいただいているところです。

3点目は、今後の方向性につきましては、昨年度より実施している実証社会実験の結果を羅臼町地域公共交通活性化協議会で検証、御協議いただき、持続可能な運行体制の確立と利便性の向上を図ることを目的とした羅臼町の地域公共交通計画を策定していく運びであります。また、補助事業の活用も視野に入れた計画とするため、北海道運輸局釧路運輸支局にも御意見をいただきながら計画づくりを進めてまいります。

4点目のドライバーの人材確保につきましては、交通事業者各社が運転手の募集を行っておりますが、なかなか運転手確保につながっていないのが現状にあります。町としては、コミュニティワゴンの本格運行や、地域の足であります交通事業者の存続のため、計画の中にも運転手確保対策としての項目を設け、事業者と連携しながら運転手確保に取り組んでいく旨を記載したいと考えているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 2点目の利用頻度や住民の反応についてのことですが、御答弁のとおり移動困難者である、主に高齢者の方々が利用し、一定の評価を得ていることは大変意義があると思います。

しかしながら、利用者が10名程度にとどまっている現状では、今後、公共交通としての持続性を確保していくのかという不安が残ります。これから利用者の裾野を広げるための取組をどのようにされていくのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 今後どう利用者を増やしていくのかということですが、昨年度、取組を始めたときには、1日延べ2.2人の利用でございました。今年度については、7月25日から8月末現在で、月、水、金曜日ですけれども、51回の運行で330人、6.4人まで上がってきています。やはり続けなければ利用者も定着していかないのかなと思っていますし、阿寒バスとの接続というところで、うまく御利用されている方々も見受けられるようになりました。

本来、運転免許証をお持ちでない方々といえば、子どもたちもそうなのですけれども、そのため土曜日も予約運行ということでやっているのですが、実態としては、子どもたちの利用というのはなくて、町長が答弁されたように、移動困難者といわれる高齢者の方が主に御利用されているという状況でございます。

今後については、計画策定中でありますけれども、北海道運輸局とも、国の補助制度の

中で、本格運行となると予算も伴いますので、補助金があるのかという御相談もさせていただきながら、計画にどのような文言を入れれば該当していくのかなど、いろいろ相談をしているところであります。

やはり町事業との連携の中で利用を伸ばしていくとか、公共施設への利用も上げていくために、バス停のみではなくて、もっと路線以外のところもバス停として設置できないのか、そんなところも含めながら利用拡大を図っていければなと考えています。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 一つ目と三つ目の質問がかぶるのですが、実証実験は1年以上続けられ、一定の成果と課題が明らかになったところであります。今、御答弁の中にもあつたと思いますが、公共交通は、採算性だけでははかれない町民の生活を守る大変大切な基盤であると思います。ぜひ実験の成果を生かして、定期運行に向けての具体的なスケジュール的なものというのはお示しできるのかどうか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） スケジュールというところで、今月、地域活性化協議会を開催予定でございまして、そこで計画の素案をお示しさせていただくと。関係団体の方がお集まりですので、そこで改めて盛り込んでもらいたい内容だとか、自分たちが起こすべきアクションだとかというのを感じていただけるのかなと思っています。12月議会までには計画書を作つてお配りしたいと担当としては思っていますが、各団体と調整、整理をした中で、どこまで計画作りができるかと思っています。年内には作りたいと考えています。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 四つ目の最後の答弁の中で、計画に運転手確保対策の項目を設け、運転手確保に取り組むことを記載するという趣旨のことを言われましたが、現在は、実証実験の中で運転手は足りているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 今、実験中ですので、会計年度任用職員1名と1台での対応、本当は、今年度予算で2台分の予算を計上させていただいているが、車がいまだにもう1台が届いてございません。今のところ1台で平日と土曜日というところで、大変申し訳ないと思っています。今のところは1台ですので、1名の方で対応させていただいている。もしその方方が急なお休みのときには我々職員が対応しているということあります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） そのほか、ドライバーの人材確保についてですけれども、交通事業各社の方々が運転手の募集を行つていますが、なかなか来ないというところで、例えば

自衛官の退職者を活用できないかということを考えると、そういうアクションは起こさないのか、起こしていくのか。

というのは、自衛官の方は、割と60歳前の若年で定年になる方が多くて、しかも、特に陸上自衛隊ですが、運転技術は特化しており、また、規律もしっかりしており、様々な経験もございますし、人の役に立つということに関しては一級品だと思っています。そういった方々を活用して、羅臼町に住んでもらうといったことも考えながら、そういう人たちを活用していくという考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 運転手確保、ドライバー確保の関係でありますけれども、ドライバーに限らず、羅臼町内の全ての業界で人材不足ということで、外国人労働者を採用しているところもございます。ドライバーにつきましても、交通事業者と調整を図りながら、協議をしながら、必要であれば、多分必要だと思うのですけれども、どんな形で採用ができるのか、あるいは町としてどういったことができるのかということを含めて、協議していくかなければならないと思っております。

その中で、陸上自衛隊の方、今、山下議員からお話がありましたけれども、そういうことが、実際に活用することが可能であれば町としても積極的に陸上自衛隊のほうに協議をしていきたいと思っております。そういうようなことで、今これから協議をして進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

ちなみに、令和7年自衛官の定年退職者予定、5,800名ほどおられるそうです。任期退職者が2,300名ほど。任期というのは2年任期です。陸上自衛隊に限っていえば。こういった方々をぜひ活用していくということで、もちろんドライバーに限らず、様々なところで活躍できる。こういったことを広げていってもらえればと思って、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） ここで、昼食のため、1時まで休憩いたします。午後1時から再開したいと思います。

午前1時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言を許します。

5番加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） それでは、通告に従いまして、3点について御質問させていただ

きたいと思います。

1点目でございますが、移住・定住の促進についてということでございます。

羅臼町内に移住・定住を推進するため、就業体験移住モニターやインターンシップ受入事業、移住・定住促進補助金の創設などを実施しておりますが、現時点での評価についてお伺いいたします。

2点目でございます。地域おこし協力隊の採用についてでございます。

町の活性化対策として、地域おこし協力隊員を採用して事業を推進していますが、さらに今年度から活動内容も拡大して募集されています。採用条件の中には、観光産業を中心とする業務が多く見受けられますが、空き家対策、空き店舗対策、水産資源対策等にも募集を広げるべきと考えておりますが、町長の所見をお伺いいたします。

続きまして、3点目でございます。外国人労働者に対する支援についてでございます。

当町の労働力の一翼を担う外国人労働者は、今や100名の方々が暮らし、労働力不足に重要な存在となっております。自国を離れて生活する外国人労働者の生活環境の支援が必要と考えますが、当町の取組についてお伺いいたします。

以下、お願いいいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員より3件の御質問をいただきました。

1件目は、移住・定住の推進についての御質問であります。

当町では、人口減少対策の一環として、複数の取組を進めております。就業体験移住モニターにつきましては、医療職、介護職、漁協職員など各種職種に応じた就業体験を行うもので、平成27年度から実施しております。これまでに延べ110名の応募があり、35名が参加され、そのうち医療職1名、包括支援職1名、合わせて2名が当町へ移住されるなど、一定の成果が見られております。

次に、インターンシップ受入事業につきましては、大学や短期大学、高等専門学校に在籍する保健師課程の学生及び保健師資格取得者を対象に、就業体験の機会を提供するものでございます。令和6年度から開始し、これまで旭川医科大学の協力も得て5名の学生を受け入れ、就業体験や地域住民との交流を通じて、当町の魅力を知っていただく機会となっております。

さらに、移住・定住促進補助金につきましては、令和5年度から実施しており、これまでに3件の活用があり、住宅取得やリフォーム、引っ越し支援など、安心して暮らせる環境整備の一助となっております。

これらの取組により、実際に移住に至った事例や将来的な移住希望者の裾野拡大につながっていると評価しているところでございますが、一方で、長期的な定住に向けては、雇用の場の確保や子育て環境の充実など依然として課題があると認識しております。

今後も、これまでの実績と課題を踏まえ、町の魅力発信と受け入れ環境の整備を一層進め、移住・定住の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

2件目は、地域おこし協力隊の採用についての御質問であります。

当町では、平成27年度から地域おこし協力隊制度を活用しており、現在7名の隊員が在籍しております。観光振興を中心に自然体験プログラムの企画やガイド業務、広報活動、環境保全など多岐にわたる活動を展開しているところでございます。当町の産業構造を踏まえますと、観光は地域経済の基幹の一つであり、交流人口の拡大を通じて、町全体の活性化に直結する重要な分野であると認識しております。そのため、観光関連の人材を確保し、受入れ態勢の整備や活動実績の蓄積を進めておりますが、協力隊制度の活用につきましては、常に拡大を検討しているところでございます。

本年度の募集に当たりましては、従来の観光分野に加え、移住・定住、高校の魅力化、北方領土返還啓発支援、地域スポーツといった新たな領域も設定し、現在8名の募集を行っているところです。こうした取組は、協力隊制度を単なる人材確保にとどめず、当町の課題解決や持続的な発展につなげることを目的とするものでございます。

議員御指摘の空き家・空き店舗対策や水産資源対策につきましても、重要な課題と認識しております。空き店舗対策につきましては、受入れ団体や支援体制の整備が不可欠であり、直ちに募集分野とすることは難しい状況にありますが、空き家対策につきましては、移住・定住プロモーターの業務に含め、既に募集を行っております。

水産資源対策につきましては、当町の最も重要な基幹産業であり、資源の持続可能な利用と漁業の安定的な発展は、町の将来に直結する重要な課題であると認識しており、一層強化していく必要があります。地域内外の視点を取り入れ、新しい発想や情報発信の力を生かすためにも、十分貢献できるものと考えているところです。

今後におきましても地域おこし協力隊制度を有効に活用し、隊員の活動が町の活性化や定住促進に確実につながるよう、全庁挙げて取り組んでまいります。

3件目は、外国人労働者に対する支援についての御質問であります。

慢性的な人手不足の中で、現在およそ100名の外国人労働者が暮らし、当町の産業や生活を支える重要な役割を担っております。慣れない環境で暮らす皆さんが安心して働き、地域に定着していただくための支援は今後ますます重要であると認識しております。外国人労働者の受入れにつきましては、平成5年に創設された技能実習制度を初め、近年では、全国的な人材確保を目的とした特定技能制度により、各地で受入れが進められており、当町におきましてもこの制度を活用した受入れが行われております。

こうした中で、本年7月には、事業者主体で外国人労働者交流会が開催され、外国人の皆さんと事業者の双方が楽しい時間を共有し、交流やつながりを深める貴重な機会となりました。町といたしましても、引き続き事業者主体のこうした取組が身を結ぶよう、必要な協力と支援を行ってまいります。

また、外国人労働者を支援する地域おこし協力隊の配置も、今後における方策の一つとして検討してまいります。外国人の皆さんのが安心して暮らし、活躍できる地域づくりは、当町の持続的な発展に不可欠であります。今後とも国や関係機関、地域住民、そして受入

れ事業者と連携し、多文化共生のまちづくりを進めてまいります。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） どうもありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、移住・定住関係でございます。移住・定住関係で、就業体験移住モニター制度というのがありますが、これにつきましては、医療職、介護職、漁協職員などとして、限定されているわけでございますけれども、就業体験移住モニターツアーというものをもうちょっと幅広く、参加者を多くする必要があるのかと思っておりますけれども、その辺の就業体験移住モニター制度について、拡充する予定があるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鹿又明仁君） 移住職場体験モニターツアーの事業者につきましては、今現在、医療職、介護職、羅臼町の保健師、さらには羅臼漁協と、また、包括支援ということでメニューが決まっておりますが、事業については、常に拡大を目指しておりますので、この事業については十分拡充の余地があると事務は考えております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 先ほど110名の応募があって、35名が参加していただいたという報告がございましたけれども、こういう機会をもって羅臼町をPRしていくというのが一番大事なことかと感じておりますので、その辺についても、モニター制度については十分拡大しながら進めてほしいと思っております。

続きまして、インターンシップの受入れ事業ですが、羅臼町につきまして保健師に限定をしておりますが、ここでいきますと、専門学校ですとか、保健師の養成所のところに行つて羅臼町をPRして、お願いしてくるということをしているのかどうか。ただ、どういう形で、インターンシップ受入れ事業を進めているのか、お願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 保健担当参事。

○保健担当参事（飯島祥子君） インターンシップの受入れ事業に関してですが、昨年度から行っております。まず、年度初めに保健師の養成学校にパンフレットを送付させていただいている。あと、必ず6月から7月辺りに札幌市内、旭川市内、名寄、北見、ほぼ全ての保健師の養成学校に出向き、インターンシップの説明とチラシの掲示をお願いしております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 今、説明があったように、保健師については、特殊な部分ということで、養成学校がございますので、そちらのほうに出向いて説明をして、獲得していくというのが大事かなというような気がしておりましたので、そういうようなことをやって

いただいているということで、分かりました。

あと、移住・定住促進補助金の内容でございますが、調べましたら4項目ありますと、引っ越し費用が最大10万円、ゼロ歳から18歳の子ども1人当たり10万円、中古住宅リフォーム費用で最大150万円、新築住宅取得で最大200万円となってございますが、令和5年度からの実績で合わせて3件の活用があったということなのですけれども、この辺の補助金の費用の見直しというのは今後発生するのかどうか、見直しをする必要があるのかどうか、その辺をお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 3件の申し込みがありましたけれども、多分この3件については、移住を求めて補助を受けたということではないのかなと思っております。たまたま羅臼町に引っ越しってきて、補助制度があったので活用したということが、補助の活用につながっているのかなと思います。

ただ、制度は整備しておりますけれども、移住に向けてこの制度を活用してくれているというのが、PR不足ということもあるのか、なかなかそこに結びついていないという現状がありますので、やはり制度の見直しよりも、この制度を活用していただくためのPRですとか、そういったことを充実させていかなければならないのかなと思っておりますので、移住促進に向けた全体的な制度を見直しというか、充実させていきたいという思いはございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） この制度というのは、どこの町でもやっているわけですが、私が調べた平成29年度の内閣官房における、まち・ひと・しごと創生本部が選定した、社会増減率に歯止めがかかった市町村があるのですが、北海道では、ニセコ町と西興部村と厚真町と、この3件が持ち直したと。転入・転出の率を下げたということで出ているのですが、その中の一つとして、起業化の支援なんかも含めて、都市でのPR活動が挙げられております。PR活動がよかったのかという感じがしていますから、先ほど副町長が言うように、PR活動にもう少し力を入れながら進めていただきたいなど。

たまたま羅臼町に来て、この制度があったということではなくて、この制度があったから羅臼町に来たということで、ひとつお願いしたいと思ってございます。

続きまして、地域おこしの関係なのですから、今年の予算の中で、魅力発信のプロデューサーから高校魅力化コーディネーターまで15名の採用をするということで予算が出ておりますけれども、この辺については、現在までに何名の方の応募があったのか、お知らせください。今年の分です。まだ途中だと思いますけれども、今の時点の人数をお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鹿又明仁君） 今7名が在籍していて、8名ということで募集をかけておりますが、問い合わせ等につきましてはあるのですけれども、まだ面接までいっていな

いという状況で、まだ採用には実際につながっていないという状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） これもまた令和5年の地域おこし協力隊のアンケートの集計結果というのが公表されているのですけれども、この中で、応募の理由として、「自分の能力や経験を生かせると思った」というのが53%あったということなのです。そのほかに「地域の活性化に役立ちたかった」というのと「活動の内容がおもしろかったから」ということで、応募の理由については、やはり地域の活性化のためにやってみようという方が多くいるのだなという感じを思っているわけですが、この辺で、ほかの町では50名募集したとか100名募集しているとか、そういうようなことも聞いているのですけれども、羅臼町としては、最終的に何名ぐらい募集していくつもりなのか、最終目標みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 令和7年度の目標としては15名ということで、加藤議員もおっしゃったとおり、そこを目標に募集をかけておりますけれども、やはり今の状況を考えると、地域おこし協力隊にお願いする部分というのは、どんどん増えてくるのかなと思っておりますし、地域課題ということを考えたときに、様々な課題がありますので、そういうところを協力隊の方々にお願いしていかなければならない部分というのもありますので、まずは今年度15人ということですけれども、来年度に向けて、また増えていく可能性はございます。最終的な目標値というのはまだ設定しておりませんけれども、毎年度見直し、検討しながら対応していきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） その中に、実は、羅臼町は「魚の城下町」ということで、魚の町をPRしているのですけれども、魚資源の開発のためのプロデューサーみたいな人も、先ほど町長は、水産のほうも含めてという話なのですが、その辺はどうなのでしょうか、水産のほうについても、地域おこし協力隊の募集をするということでおよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 地域おこし協力隊の活動というのは非常に多岐にわたっていると思いますので、いろいろ分野で募集を今後していく必要があるかなと考えております。

ただ、専門性というところを重視すると、非常に地域おこし協力隊の活動の範疇でなかなか収まらない部分も出てきますので、そういった場合には、例えば職員としてですか、また、外部との契約の中で、そういうコンサル的なことを進めていくですか、いろいろな方法を考えていかなければいけないと思っております。

例えば、先ほど浜岸議員から御指摘のあった陸上養殖なんていうのも、実は地元の人たちが誠意を持って、本当に希望を持って活動されておりますが、専門性がないわけです。であれば、そこをしっかりとサポートできるような人材を求めていくということは、これは

地域おこし協力隊であろうが、それ以外の方法であろうが、そういったことに関しては必要になると考えておりますので、地域おこし協力隊の活動というのは、私どもは、決して足りないところをただ補つてもらえばいいのだということではなくて、活躍をいただくのだというような趣旨で募集をしておりますので、今後、様々な水産分野も含めて広く募集をして、できる限り専門的なことに携わっていただけるような人材を求めていきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 地域おこし協力隊の趣旨というのがあるのですけれども、この中に、協力隊については、この経費については特別交付税で措置されるということで、まるつきり町費はかかるないということで理解しているのですが、この制度としては、町おこしに主体性を持った人を都市から地方へ派遣して活動してもらうということですから、専門性のある方も含めて、そういう方がいれば協力隊員として募集をして、羅臼町に来ていただいて、そこで何年か指導していただくというのも一つの方法かなという感じを持っています。

先ほどアンケートのお話もしたのですけど、任地をどうして選んだのかということで、「活動内容が魅力的であったから」というのが半数以上いるのです。活動が魅力的であった、自分としてどう関わっていけるのかということで、魅力があったということだと。それから「地域として良いイメージを持っていたから」、羅臼町はいいイメージだということでおかたの方々が44%いると。それから、現在の任地と何らかのつながりがあったから。要するに、羅臼町に1回来たことがあるとか、先ほど言ったように、インターンシップで来たことがあるとか、そういった機会を通じて、なった方がいるということでございますので、その辺について、そういう理由があるということを含めて、募集のほうもお願いしたいと思ってございます。

続きまして、外国人労働者の支援対策でございます。

今、羅臼町内には100名ほどの外国の方が住んでおりまして、漁業あるいは水産加工、建設業、介護というふうに幅広く活躍していただいております。その中で、先ほどありましたように、事業主の方たちが協力して何か催し物をしたというお話がございましたけれども、この辺について、羅臼町としてどういう関わりを持ったのか、お願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鹿又明仁君） 今回、事業者の有識者ということで、町として協力と支援ということでお手伝いさせていただきました。今後につきましても、言葉の問題だとか課題はありますけれども、その辺で少しでもサポートができればということと、あと、交流会につきましては、これはいい機会だと認識しておりますので、その点について、支援を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 事業主は事業主で支援をしております。そういった中で、羅臼町として、住宅の確保対策ですか生活環境の支援、例えば日本語教室の開催ですか、ほかのところではいっぱい、そういうようなことで町が率先してやっております。そういうことで、羅臼町では担当窓口を開設しているのかどうか、何課が担当しているのか、その辺をお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 外国人労働者、雇用に対する部分ということでは、雇用対策の一環として、産業創生課が窓口になっておりますけれども、ただ、今言ったように体験交流ですか、町内の方々との交流を実施するとなった場合については、それぞれまた担当課が変わってくることになりますので、事業によって変化するということもございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 例えば日本語のあまり分からんと言ったらおかしいけれども、そういう方が羅臼町の役場に来たときに、何か相談をしたいというときに、どこの課に行けばいいのか、あるいは住民課なのか、真っ先に来るのはどこなのか分かりませんけれども、そういう外国人対応窓口と言ったらおかしいですけれども、そういうよう窓口をつける予定があるのかどうか、その1点だけお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 直接外国人対応窓口ということではないですけれども、今、羅臼に来られている外国人の方が直接来られたときの窓口というのは、やはり最初に1階の町民環境課の窓口に行くと思いますけれども、その中でうまく調整して担当者に結びつけていくというような対応を取らせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 日本でも一番端の羅臼町にわざわざ来ていただいた外国の方が国へ帰って、再度来たいと思うか、それとも、羅臼町は大変なところだから行かないと言われるのか、これがやはり肝心だと思っています。外国の方は、永住する制度もあるのでしょうかけれども、大体は3年か5年ぐらいで自国へ帰るというのが、今の制度の中では出ていますけれども、といった人たちが羅臼町に来てよかったですと、すごくよかったです。だからあなたも行ってみなさいみたいなことを口コミで言っていただけるような体制を今後も取っていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤 晶君） 次に、質問を許します。

3番 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 通告しております3件について質問をさせていただきます。

1件目ですが、合併処理浄化槽の普及促進について伺います。

当町における汚水処理人口普及率は約52%と聞いておりますが、全国平均の92%、

また、人口 5 万人以下の自治体の 8.3 % に比べて大きく下回っています。特に、市街地区の普及率が低いのではないかと思いますが、世界自然遺産の町として、環境面からも解決しなければならない問題だと思います。

今後、市街地区の普及率を上げるための対策について、どのような考えをしているのか、お伺いいたします。

2 件目ですが、ヒグマ対策についてお伺いします。

道内では、ヒグマによる人的被害が相次ぎ、当町においても鹿を襲う衝撃的な映像が公開されるなど、町民や観光客の不安が高まっています。人命保護を最優先に、今後、町としてヒグマ対策を進めていかなければならないのではと思いますが、町長はどのように考えているのか伺います。

3 件目ですが、町道の附帯施設の老朽化及び維持管理について伺います。

峯浜地区の町道に設置されているガードケーブルや防雪柵などの附帯施設について、老朽化により十分な機能を果たしていない箇所があります。この状態は何年も前から続いており、修繕する計画はないのか伺います。

また、国後天望塔へ向かう望郷台線は草木が生い茂り、道路に覆いかぶさっている状況で、枯葉が道路や側溝に落ちて、大雨などにより側溝が詰まっている状態です。立木を伐採することはできないのか、また、道路付近が狭いので側溝に蓋をかけることはできないのか伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 小川議員から 3 件の御質問をいただきました。

1 件目は、合併処理浄化槽の普及促進についての御質問であります。

羅臼町の合併処理浄化槽の普及率が全国平均よりも低いこと、特に市街地区の普及率が低いのではということで、普及率を上げる対策について、どう考えているかということをございますが、まずは、汚水処理普及率については、下水道を整備していない羅臼町では、下水道のような集合処理ではなく、合併処理浄化槽の個別処理を推進し、汚水処理に取り組んでいるため、普及率が全国平均よりも低いという理由がござります。

以前、町では、市町村が設置する小型地域処理施設の検討をしたところ、既に合併処理浄化槽を設置しておられる方々との平等性や整合性が図れるのかという問題、また、集合処理施設に関する地域からの要望もなく、整備をしても利用見込みが立たない中で、施設管理の在り方などを検討した結果、羅臼町としては、個人設置型の合併処理浄化槽を推進していくという判断で現在に至っております。

羅臼町が平成 2 年度から合併処理浄化槽の取組を始め、平成 6 年度、国の補助金の増額改正があり、非常に高い補助率となったことにより、平成 16 年まで設置工事が伸びたという経緯がありました。その後、徐々に国の補助額が減少し、設置工事が伸びていかない状況となっております。

当町は、他町のように中心市街地に下水道がないため、普及率が低い結果となっている

こともあります、昨年度、合併処理浄化槽の普及に関する実態調査を行いました、その調査内容は、補助額と年間設置基数の整理、設置場所の地図上への落とし込み、合併処理浄化槽未設置者への聞き取りを行いました。

その聞き取り調査でも、設置工事費に対する町からの補助金が低くなっていることで、転換をちゅうちょしているという御意見、また、市街地においては、土地の関係上設置する場所がないという御意見、また、単独浄化槽を設置しており、水洗化しているので転換を考えていないとの御意見が多く、ここ数年の設置状況を見ましても、住宅の新築時に合併処理浄化槽を設置するケースが大半であり、くみ取り便槽や単独浄化槽からの転換が進んでいない理由が分かりました。

この実態調査を受けまして、町では、今年度からくみ取り便槽と単独浄化槽からの転換補助金の額を増額し、工事費に対する補助率を20%台から40%台まで引き上げる予算措置をしておりますが、工事費の高騰もあってなのか、転換を希望する問い合わせはいまだない状況でございます。

町といたしましては、世界自然遺産の町として、生活雑排水が与える自然や産業への影響については、日々環境保全または町内主要河川の水質検査等で観測していくとともに、町、事業者、町民、そして観光客などの滞在者が、環境保全について自らの活動として関わりを認識していただくよう、積極的に環境教育の啓発活動を行いながら、町民の意識の醸成から合併処理浄化槽の設置促進につなげていきたいと考えているところであります。

2件目は、ヒグマ対策に対する御質問であります。

今年も全国各地で熊の出没情報が多数報道されており、北海道においても7月12日に福島町の市街地において人が襲われるという大変大きなニュースがありました。同月27日には羅臼町においても、礼文町の国道で熊が鹿を襲うという事案があり、その映像につきましては、センセーショナルに報道され、皆様も一度は目にされたことと思います。

このときは母熊のほか子熊2頭も捕獲され、その事実も報道されたため、役場に苦情の電話が殺到し、業務に支障を来すほどございました。しかし、今回、親子3頭を捕獲せざるを得なかった理由は、鹿を襲っていたことが原因ではなく、人を恐れず市街地に出没したということが大きな要因であります。知床では、羅臼町、斜里町、標津町並びに北海道、釧路自然環境事務所、北海道森林管理局により、独自の知床半島ヒグマ管理計画を策定して、出没したエリアとヒグマの行動段階で、その都度対応方針を慎重に決定することとしており、今回のケースにつきましては、人命を最優先させるべく、知床半島ヒグマ管理計画に基づき、捕獲という判断に至りました。

ただし、羅臼町は、そもそもこのような生活圏のヒグマ出没を抑制する取組にも力を入れており、これまで電気柵管理・運用などに多くの予算を投入しております。

また、各町内会においても、ヒグマを生活圏に近づけさせないよう、やぶの刈り払いなど、自らできることに取り組んでおります。

今回、このような努力をしている中、生活圏に熊が出没してしまいましたが、全国各地で熊に関するニュースが数多く聞かれる中、羅臼町においては、今回の捕獲が今期初だったということを鑑みますと、これまでの官民の取組が功を奏しているものと自負するところでもございます。

もちろん、これで対応が十分とは考えておりません。9月より鳥獣保護管理法も改正され、自治体の責任、判断も今まで以上に重要となってまいります。制度や現状に合わせて、知床半島ヒグマ管理計画につきましても、適宜改正しながら、今後もより効果が期待できる取組を官民全体で検討、実施してまいります。

3件目は、町道の附帯施設の老朽化及び維持管理について2点の御質問であります。

1点目の峯浜地区における町道附帯施設の修繕計画につきましては、町といたしましても道路附帯施設の状況は把握しており、改善に向け検討しているところでございますが、峯浜地区における防護柵の延長は約3.6キロメートルあり、全般的に老朽化が著しく、修繕等では改善することは困難な状況にあり、更新が必要と考えております。しかしながら、更新には多額の費用を要することから、補助金などの財源確保を含め、引き続き早期の改善に向け検討してまいります。

また、防雪柵につきましては、設置当初より強風による破損や、防雪柵に対し向かい風の防風雪などにより逆効果となり、防雪柵自体が雪で埋まり、その雪圧により破損する状況などが発生していることから、峯浜町地区での防雪柵の維持管理が難しい状況であると考えており、修繕可能なものは使用してまいりますが、修繕などでは対応できなくなつた場合は防雪柵を撤去し、除雪等により道路交通の確保をしていきたいと考えております。

2点目の羅臼国後展望塔へ向かう町道望郷台線の維持管理につきましては、道路への草木が覆いかぶさっている状況や道路側溝詰まりなど、状況に応じて対応しているところでございますが、予算の状況などにより頻繁には実施できていない状況でもございます。

これらの根本的な解決策として、小川議員の御指摘のとおり、樹木などの伐採や道路側溝に蓋を設置するなどが効果的だと考えるところでございますが、樹木などに関しては、一部保安林内の樹木などもあり、支障となる全ての樹木の伐採は難しいところでございます。しかしながら、保安林外の樹木などにつきましては、山腹の形状や状況などを考慮した上で、可能な範囲で対応を考えてまいります。

また、道路幅員が狭いことから、道路側溝へ蓋を設置することにより、道路利用者に安心感も与えることになりますが、一部の側溝は、現場打側溝であり、特注品となることから多額の費用を要するため、現状での対応を継続したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 再質問させていただきます。

まず、1件目の合併処理浄化槽の普及についてですが、補助金の減額といいましょうか、減少によって設置数も当然少なくなってきたというような説明もありましたが、

補助金が一番多い時期で、年間何基くらいの基数を設置し、また、現在は年間何基くらいの基数が設置されているか伺います。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 一番多く設置工事がされたときは、常に60基から80基が申し込みがございまして、補助金の額が上がった平成6年度から16年度までの10年間は60基80基の間で推移していました。平成17年度から補助金の額が徐々に減額されるようになりますと、今現在ですと、昨年は5基、今年は3基ということで、地域計画というのを環境省のほうで提出しているのですが、12基の計画で上げているのですが、12基の計画を満度に満たしているというのは、令和に入ってからはございません。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 補助金は、一番多いときで80%くらいというお話ですけれども、現在、20%台くらいと認識しております。それを今年40%台くらいまで上げることで、補助金の補助率を上げることで、12基の想定をしたということでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 令和に入りまして、新築時の申し込みしかございませんので、既存の便槽もしくは単独の水洗の便槽から合併処理浄化槽への転換という中で考えての予算になってございます。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） もう少し補助金について教えていただきたいのですが、浄化槽の設置については、人槽によって大きさが変わり、値段も変わりますけれども、当然工事費が、大きい浄化槽、小さいので結構な差が出るのかと思いますけれども、これはあくまでも工事費に対しての何10%、今でいくと40%くらいまでということでおよろしいのでしょうか。それとも、それに対して上限があるのかというところを教えていただきたいのですが。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 国の補助制度の中で基準額、これは標準工事費に準じたものですが、基準額というものが、5人槽や7人槽、10槽ごとに設定されてございまして、そのような中で、国の補助金は、大体3分の1程度の補助になってございまして、そのほかは町が補助しているというのが実態でございます。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 国が3分の1と、これは40%のうちの3分の1が国で、残りが町が補助しているということですか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 町が出している補助額の3分の1ではなくて、基準額というのがございまして、基準額の3分の1が国から歳入として受けているものでございま

す。あくまでも浄化槽の補助要項の中で定められた基準額というものがございまして、その3分の1が国に求められる額ということあります。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 何か分かったような分からぬようなのですけれども、国の方は、一定基準があつて、それは3分の1、人槽ごとにあると。工事費があつて、その工事費に対して約40%くらいの残り分を町が補助しているという考え方ですね。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 標準工事費、例えば5人槽の場合ですと、標準工事費が240万円かかるところを、101万円の補助としていますので、設置者に対しては約40数%の補助になるのです。ですから半分は補助していないのです。個人の手出しあれば、100万、150万円の手出しが当然伴うということなのですけれども、5人槽であれば、5人槽の基準額というのが設けられてございまして、町はそれ以上に予算を投入しながら、町の補助金として設置者に補助しているというつくりになってございます。全体の3分の1が国ということではなくて、町としては、今回40数%まで上げたというのは、標準工事費240万円かかるうちの40数%まで引き上げたという内容です。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） ちょっと分かりにくいのです。私の頭では理解できない。補助については、後ほどまた勉強させていただきます。

実際、補助額が、やはり個人負担が大きくなってきたから、設置も進まないと。また逆に、ある程度できるところは、もう済んでいるのかなということもあるのですけれども、ただ、52%くらいということは、約半分くらいまでしか設置されていないということなのですけれども、ちょっと気になるのは、市街地区が遅れているのではないかと、私個人は勝手に思っているのですが、その辺をどう見ていますか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 市街地区の合併処理浄化槽の設置については、正式な調査はございません。ただ、大規模な単独浄化槽が設置されていたという経緯もございまして、そこからの転換がなされていませんので、トイレ、し尿の部分だけの汚水処理、生活雑排水については、そのまま公共水域、川や海へ放流されているのだろうということで、町としての問題はそこにおいてございます。やはり単独槽ですと、し尿だけで、生活雑排水については、そのまま自然界の海や川に放流されてございますので、何とかそちらのほうも合併処理浄化槽できれいに浄化した中で放流したいという思いはございます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 小川議員の、市街地の状況をどう考えているかということだと思うのですけれども、最初に町長が答弁したとおり、市街地の合併処理浄化槽の普及率が進んでいないという実態がございます。その理由としては、やっぱり土地がない、設置する場所がないということが大きな理由になっているのかと考えておりますので、この辺の

課題については、今後もっと具体的に、どうすればいいかということを検討していかなければならぬと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） そういうことだと、そこが一番大事だと思うのですけれども、単独浄化槽またはくみ取り式というのは、今、課長が言われたとおり、生活雑排水はそのまま放流されているという状況があって、その対策については、何か対策はしているのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 町長の答弁でもありました、年2回の水質調査の中で、水質汚濁になっていないかどうかという調査は、観測としてはやっております。あとは、悪臭はどうなのかという問い合わせは今のところございませんので、自然の浄化の中で、時間とともに生活雑排水も処理されているものと見ているところです。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 何で今回ここにこだわったかというのは、これから人口減少がどんどん進み、町長が言われるコンパクトシティという、そういうまちづくりが進んでいくと思われる中、その中心はやはりこの市街地区になっていくのだろうと思っているのです。やはり中心地区が、そういう環境が整備されていかないというのは、将来に向けてやはり大きな問題であるかなと私は認識しておりますので、早急な対策をどうのこうのということではなく、これからこの市街地区の環境をどういうふうに整備していくかというところを、今から考えていかなければならぬのではないかなど感じて、今回質問をさせていただきました。

一つの原因として、聞き取りの中にもありますけれども、やはり個人負担が大きいというのも理由に載っているので、その辺の助成とか、今回上げたということですけれども、それが適正な額なのか、行政も苦しいですから、限界なのかもしれませんけれども、その辺も含めて検討すべきかと思います。

次の質問、2件目です。ヒグマ対策についてということです。

今年度は、羅臼町においては、例年と比べて目撃件数といいますか、出没件数といつか、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 2年前、御記憶にあると思いますけれども、大量な出没件数がありまして、それに対する対処というのをしてきた関係だと思います。あとは、夏場の山での餌の問題もあろうかと思いますけれども、非常に少ない状態。皆さんもあまりお聞きしないかもしれないけれども、市街地区ですとか、下の方に降りてきたという情報はあまり聞いておりませんが、やはり峠ですとか、そういったところでの目撃情報というのは多くいただいているのですが、同じ熊を見た方が複数、一遍に来るものですから、同じケースであろうかと思うものも含めますと、山の上では幾つか聞いておりますけれど

も、街では今回あまり出没はないように私自身は感じております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 私も新聞をすごく気にして、出没の情報が出ておりますけれども、羅臼町の情報は、今年はあまり見なかつたなと思ったので、少ないのかなと感じていたところなのですけれども、今年ですか去年ですか、ドローンを買って、これは熊対策というより、監視なのか、よく分からぬのですけれども、これを購入して、活動実績といいますか、活用実績といいますか、今年度活用された実績はあるのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 私が把握しているケースは1件ございます。木の上に熊がいるという電話がありましたから、そこにドローンを飛ばしまして、キー音というのですか、嫌がるような音、啓発音を出して山に追い払うところで利用したとケースがあつたというのは聞いております。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） ドローン、1件の活用と。効果的にはどうなのでしょうか。結構高額なドローンを購入したのですけれども、1件の実績ですから、ちょっと判断できないかもしれないのですけれども、どうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） その際には、その音を聞いて山のほうに帰っていったということなので、効果としてはあったのかと思っています。最終的には活用しませんでしたが、今回の羅臼岳の際にも、あのような状況でしたから、ドローンをいつでも飛ばせるような状態で、財団があちらで待機しているような状況で、待機しておりました。ただ、実際には使用には至っていないと確認しております。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 熊は毎年出るものだと思っておりますけれども、町内、細長い町ですから、出るエリアというのはおおよそ限られているのでしょうか、その辺はどうですか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 南は峯浜町から北はくずれ、その先、どこで熊というのは出てもおかしくはないのかなと思っております。市街地はある程度電柵が張られておりますので、なかなか出づらい状況にあるので、その辺は、もしかすると見づらいのかもしれませんけれども、あの地域というのは、熊の行動範囲というのはかなり広いですでの、今のところ出る場所は同じであっても、ほかのところが安全ということは考えておりませんので、その都度その都度、熊の出没情報が出ましたら、そこへ行って熊の糞などからDNAで、行動範囲などを正確に把握しながら、日々監視しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） そうですね、どこに出てもおかしくない状況だと思います。

その対策として、電気柵なんかも、相泊方面に向けてはかなり入っておりましすし、街の中も入っております。この間、鹿が襲われたところ辺は入っていないのですね。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） あの部分は、山から降りてくるような、登っていく道もありますので、そこは限られてはいないところになっております。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） こっち側、標津方面に関してはあまり入ってないのかなという認識はあるのですけれども、今回のように町なかにも出てくるということがあれば、電気柵というのは、対策としては比較的安価で、施工もしやすく、いろいろな場所に設置できるのかなと思いますので、そういうような電気柵を設置するというのは、効果的かなと思いますけれども、今後、少し計画をしていったらどうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（飯島 東君） 予算につきましては、その都度その都度で予算を取っておりますが、安価とはいえ、一帯を全て一新というのは難しいです。延長するにも、その前にまず、市街地とかは、古くなっている部分の付け替えですか、そういったところにも予算を投入しておりますので、それらも含めまして、徐々にではありますけれども、安全範囲を広げるような、ただ、完全に熊の行動を制限するようなこともできませんので、その辺のところは、町の第2期知床半島ヒグマ管理計画にのっとって整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 全部というのは無理な話だと思いますけれども、それで先ほど、エリアは同じようなところに出るのかということを伺ったのですけれども、そういうところを集中的にやっていけばいいのかなと思います。

また、9月より鳥獣保護管理法が改正されたということで、これは市町村長が判断をするという内容なのですか、町の中でもハンターを要請して委託できると。そのほか、知床半島ヒグマ管理計画というのが、近隣町と役所とでやっているものなのですね。この内容というのはよく分からぬのですけれども、イメージ的に、自然を守る計画なのか、人命を守るあれなのかという、すみ分けをするとしたら、知床半島ヒグマ管理計画というのはどういう感じなのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 自然を守るのか人を守るのかという、今、御質問だと思うのですが、基本的には、自治体として言えるのは、やはり町民の生命・財産を守るというのが、

これは自治体の責務ですし、私の責務だと思っていますので、それを柱に据えているというの間違いないと思います。だからといって、むやみやたらに人命を脅かす熊を減らすために、ばかばか殺していいのかということにはならないので、そこをしっかりと計画性を持って、例えば知床半島や羅臼に住む熊がどれぐらいが適正なのか、また、天候によって毎年いろいろ変わります。山に餌がなくなる、ドングリがない、川にサケが上らないという状況で、出没の状況を見ながら、その都度、どう対応していくかというのを、先ほど言った構成団体で協議をしているというのが管理計画であります。

また、今回の鳥獣保護管理法というのは、今までなかなか迅速に対応できなかったところを、自治体の長である町長が判断をして、保護ができる、捕獲ができるというような権限を与えられたということですが、これについても、ケース・バイ・ケースなので、いろいろな課題もまだまだ残っていますし、9月1日から始まったとはいえ、これを発動するに当たって、責任の在り方、取り方、それから、何かあった場合の対処の仕方であるとか、専門性に特化した部分というのは、幾ら首長であろうが、なかなかそれを全て把握できるということにはならないので、現場の対応ですとか、その上で町長がいかに判断するか、また、今までと同様に、いろいろな団体との連携というのも大事になってきますから、その辺も踏まえて、今後対応していくかなければいけないので、基本的には、ここに住む皆さんの命を守るというのが大前提にあります。

しかし、世界遺産の町でもある、国立公園でもあるという観点からいうと、それが適正な形で維持されていくということを、しっかりと計画を持って進めていくということも、片方で大事だと答えさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） よく理解いたしました。ぜひ町の安全をしっかりと守っていただきたいと思います。

それでは、3件目の町道の附帯施設の老朽化及び維持管理ということで、再質問をさせていただきます。

町長も課長も道路は何回も通ってよく存じていると思いますが、かなり防雪柵に関しては老朽化が進み、一部、中通りと言われる通りは全くないような状態になっておりますけれども、これがずっとこういう状態で続いている、どうするのかなということで、今回質問させていただいたのですが、答弁の中で、最終的に、補修しないで除雪で対応という答弁がありましたけれども、実際、あそこの道路で防雪柵がなくなっていて大丈夫なのでしょうか。課長、どうですか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 町長の御答弁でもあったとおり、防雪柵があっても、気象状況によっては、うずたかく雪がたまってしまって、交通不能な状況に、逆になってしまふというような状況もございまして、結局、防雪柵がついていても、除雪で対応していかなければならないというところもありまして、そういう状況によって雪圧で壊れてしま

うという状況があるので、これを多額の費用をかけて、また再度補修をかけたり更新をしたりしても、また同じ状況になるのだろうなというところがありますので、防雪柵が通常に効いているうちは、当然、道路上の雪というのが、吹き払い柵というものをつけているのですが、雪が吹き払われて、その区間というのは除雪が不要なぐらいに雪が飛んでいくということで、維持管理のほうは少し軽減されるのですが、ただ、いかせん気象状況によってはというところがありますので、町長答弁のとおり、そういう状況になれば、補修できる部分は補修して活用していくますが、補修もできないくらいになれば撤去して、除雪で対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） あそこは、羅臼で唯一の酪農の地区でありますて、毎日なのか何日に1回なのか分からないですけれども、牛乳の集荷が走っていきます。今、雪の多い年、去年おととし辺りも多かったですけれども、牛乳集荷が来られないとかということは今までではなかったのですか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 災害級の大雪のとき、過去でいくと、3日間ぐらい峯浜地区で行けないということがありました。そういうときが過去にはあったのですが、近年で、少し遅れるということは見受けられるのですが、基本的には、牛乳の集荷と町の除雪業者と連絡を取って、あまりにひどいときは先導して走るという対応を取らせていただいているので。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 峰浜の道路に関しては、防雪柵だけでなく、ガードケーブルも大変な状況になっていると思うのですが、これも、今、一般廃棄物処理施設ができたり、町外の車も入ってきたりするのですけれども、非常に見た目もよくないし、ほとんど機能していない状況ですが、これについてはどういうふうに考えているのかと思いますが、どうですか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） こちらも町長の御答弁のとおり、状況は把握しております、改善に向けて考えているのですが、峰浜地区だけではないのです。町内全般で、町道についている防護柵というのが全般的に、これまた老朽化が著しいというところもありますので、ただ、これを全て更新していくとなると、当然多額の費用がかかってきますので、その辺は、町長答弁のとおり、財源確保も含めて、できるだけ早く手をつけていきたいと考えています。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） ガードケーブルに関しては、多分必要な高さがあったから設置をしているのだと思うのです。今、道路を走っても、必要ないのかなという気もするのですけれども、かえって、峰浜の方たちは自分たちで草も刈っていただいて、道路の管理をき

ちんとやってくれているのですけれども、あれが非常に邪魔だというお話も聞いておりま
すけれども、あんな寝転がったような状態だったら撤去してしまったほうがいいのかなと
思うのですけれども、必ずしも、盛り土高2メートル以上、3メートルと、私は調べてい
るのですけれども、義務となっていますから、つけなければいけないのかというところ
は、もう1回確認してみたらどうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） あそこの事業自体が、町の単独でつけていなくて、農の
事業で設置しているのですけれども、当然、あそこの道路の拡幅も含めて整備をしたとい
うところで、道路の高さを見て、必要なところに設置しているということであると思いま
すので、一応確認はさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） もし必要がなければ、逆に取ってしまったほうがいいのかなと思
います。

それから、展望塔に向かう道路です。すごく木が生い茂ってトンネルのような状態に
なっているのです。それによって道路に日も当たらない。コケも生えてくる。ササも防護
柵から覆いかぶさってきてるので、そういうものが側溝や道路に落ちて、それが雨で流
されて側溝が詰まっているのです。側溝は、今見ると2か所詰まっている箇所があります。明渠の部分から蓋がかかっている箇所で全部引っかかって、そこで溢れてしまうとい
う。これの対応策としては、木を切るしかないというのが私の意見なのですけれども、答
弁の中で、保安林内は伐採できないような下りがあると感じるのですけれども、切れな
いのですか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） その理由によると思いますが、保安林内の中で、枝払い
に関しては比較的許可されやすいのかなと思っていますが、幹 자체を切るとなると、理由
によって許可される、されないというのがどうしても出てくるのかと思っています。

それで、仮に保安林内であれば、枝払いをしたり、町有林内であれば、その木を切って
も大丈夫なのかどうなのかというのも含めて検証しなければならないのですが、その辺も
含めて、今後対応を考えていければと思っていますけれども、ただ、いかんせん、山の中
の道路なので、その木を切っても風でかなり葉っぱが飛んでくるという状況は、どこま
でいっても出てきてしまうのかなと思っています。

議員おっしゃるとおり、蓋をかければ一番いいのですが、これも同じく、費用がかなり
かかるてしまうというところもありますので、側溝の清掃も、満足いくぐらいの回数がで
きないところはあるのですが、極力対応していきたいと思っています。

○議長（佐藤 晶君） 小川雅勝君。

○3番（小川雅勝君） 木は、私の調べた限り、ケース・バイ・ケースですけれども、切
れると認識しております。森林法の第35条で。多分あのケースは、この中のものに当た

るのではないかと認識しておりますし、木が道路側に傾いて生えてきてます。あと数年なのか数十年なの分からぬけれども、木が駄目になると道路に倒れます、間違ひなく。そういうことの安全確保という意味では、切れるのではないかと思います。

あと、今、側溝の蓋の話が出ましたけれども、明渠でなくてもいいのではないかと思うのです。管渠でいいのではないかと。全部蓋をしてしまう、管渠にして。そういう手も、多分グレーチングをかけるより管渠のほうがずっと安いのではないかと思うのですけれども、結局、路面の水を拾わないのだろうということになるのですけれども、途中で溢れているのだから一緒です。それだったら、しっかり水を流してやったほうがいいのではないかと思います。

仕事の関係で今年は随分あの道路を走ったので、すごくいろいろなことに気づいたのですけれども、ものすごく観光客も増えています。大型バスも上がってきますし、道路が本当に狭いので、観光客も平気で真ん中を走って、山を見ながら真ん中を走ってきて、何回かぶつかりそうになったりとかもあるのですけれども、本当に危険な道路だなと思っています。カーブミラーもついておりますけれども、これもまた、用をなさない箇所もたくさんありますし、せっかくの羅臼の少ない観光名所の一つでありますから、できればしっかりと整備していただきたいなと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） ここで、2時30分まで休憩いたします。2時30分より再開いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（佐藤 晶君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第51号 羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を
求めるについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第51号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき
同意を求ることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の51ページをお開き願います。

議案第51号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求ることについて。

羅臼町教育委員会の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、石崎佳典。

住所は、北海道目梨郡礼文町229番地。

生年月日、昭和44年6月30日の56歳でございます。

任期につきましては、令和7年10月1日から令和10年9月30日までござります。

石崎氏につきましては、中央大学体育学部を卒業後、民間の会社を経て、平成5年より羅臼町役場に勤務され、教育委員会を長く経験し、社会教育を中心に活躍してまいりました。令和4年より羅臼町教育委員教育長として、その経験を生かし、様々な課題解決に尽力いただいているところでございます。

このたび任期を迎えたことから、改めて石崎氏を任命し、教育行政の発展に取り組んでいただきたく思うところでございますので、議員皆様の満堂の御同意をお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第51号は同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時36分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

ここで、教育長に選任されました石崎佳典君より発言の申出がありましたので、これを許します。

石崎佳典君。

○教育長（石崎佳典君） 議会中の貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま本会議におきまして、私の教育長再任について御同意賜りました。心よりお礼

を申し上げます。微力ではございますが、これまでの経験も生かしながら職務に精励してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

これから教育行政の推進に当たりましては、現在進行している学校適正配置計画の取組がまず最初に挙げられます。令和8年度の1校1園化、令和9年度の幼稚園と小学校の施設統合を円滑に進め、幼稚園から高校までの15年間を見据えた幼小中高一貫教育をさらに発展させ、予測困難な社会の変化に対応できる「生きる力」を育む教育の充実に努めてまいります。

1校1園化に伴い、空き施設となる春松小学校、春松幼稚園、羅臼町幼稚園は、今後の活用方法が検討されているところであります。既存の社会教育施設、学校開放など、社会教育活動の拠点となる施設が持つ強みを生かしながら、町民が生き生きと豊かに生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指し、人と人とをつなぐ環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

また、羅臼高校においては、令和9年度から全国公募による生徒の受入れを目指し、精力的に取組が展開されております。羅臼町に生まれ育った子どもたちに対する中等教育の維持に加え、町外から広く入学生を募ることで、お互いが多様な価値観や異なる考え方を共有しながら、当町への愛着を育み、将来にわたり持続可能な地域づくりを支える人、羅臼町を牽引する地域の担い手育成の視点を持って高校の存続に尽力していきたいと考えております。

当町は、教育環境の大きな転換期を迎えております。この変化を好機と捉え、学校教育と社会教育がさらに魅力あるものとなるよう取組を進めるとともに、教育の役割を十分に發揮し、当町の持続可能なまちづくりに寄与できる教育行政となるよう、教育関係機関・団体、地域、学校、家庭との連携・協働の下、力を尽くしていく所存ですので、引き続きの御支援と御協力を願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

◎日程第7 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるに
ついて

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 諒問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごとについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 52ページをお願いいたします。

諒問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごとについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

候補者の氏名は、若山幸子。

住所は、北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地23。

生年月日、昭和32年6月11日生まれの68歳でございます。

任期につきましては、令和8年1月1日から令和10年12月31日であります。

若山氏につきましては、昭和53年より羅臼町職員として、保育所、子ども発達支援、幼稚園勤務を通じ、羅臼町の子育て支援に長年にわたり御尽力いただきてまいりました。

令和5年より人権擁護委員をお引き受けいただいており、経験・識見共に適任でありますので、議員皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、お手元に配付した意見のとおり、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、諮問第1号は、適任として答申することに決定いたしました。

◎日程第8 報告第8号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 報告第8号専決処分した事件の承認について議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第8号専決処分した事件の承認について。また、報告第9号、第10号の専決処分した事件の承認について及び議案第38号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算から議案第50号まで、提案理由を副町長並びに担当職員より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第8号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、令和7年7月14日でございます。

3ページをお願いいたします。

令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,056万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款繰入金1項基金繰入金175万円を追加し、8億9,720万8,000円。歳出の財源調整のため、その財源を財政調整期金に求めるものでございます。

歳入合計175万円を追加し、56億5,056万1,000円となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

8款教育費175万円を追加し、5億5,671万6,000円。

6項保健体育費175万円を追加し、1億7,602万1,000円。

小中高校生に関わる派遣費の専決補正でございます。今年度は、5月から6月にかけて、3件で123万2,000円の派遣費を支出しておりましたが、7月に開催された各種スポーツ大会におきまして優秀な成績を収め、全道大会に出場する種目が増えたことにより、予算不足が生じることで専決補正をさせていただいたものでございます。

なお、7月から8月開催の全道大会の出場が決定された種目につきましては、小学生がサッカー。中学生がテニスの男女、女子バスケットボール、野球、サッカー。高校生がソフトテニスとなっており、6種目で全道大会出場が決定したものでございます。

歳出合計175万円を追加し、56億5,056万1,000円となるものでございます。

別冊資料1ページから6ページに事項別明細書を記載しておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、報告第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第8号は承認することに決定いたしました。

◎日程第9 報告第9号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 報告第9号専決処分した事件の承認について議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の6ページをお願いいたします。

報告第9号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、令和7年7月30日でございます。

8ページをお願いいたします。

令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 317万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56億5,373万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

9ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

19款1項繰越金 317万1,000円を追加し、317万2,000円。歳出の財源調整のため、その財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計 317万1,000円を追加し、56億5,373万2,000円となるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費 317万1,000円を追加し、17億3,562万9,000円。

7項防災費 317万1,000円を追加し、1,264万7,000円。

7月30日に発生しましたカムチャツカ半島地震における津波警報発令に伴う専決補正でございます。

午前9時40分に津波警報が発令されたことにより、町内全域へ避難指示及び避難所の開設を行っており、それにより避難者への備蓄品提供のほか、警報発令日の早朝に出発しておりました、ふるさと少年探検隊参加者の避難のため、海上輸送に関わる経費や職員の時間外手当などを専決補正させていただいたものでございます。

なお、今回の津波警報に対しまして、災害対策救助法が適用されております。

歳出合計 317万1,000円を追加し、56億5,373万2,000円となるものでございます。

別冊資料7ページから12ページに事項別明細書を記載しておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、報告第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第9号は承認することに決定いたしました。

◎日程第10 報告第10号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 報告第10号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の11ページでございます。報告第10号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、令和7年8月7日でございます。

13ページをお願いいたします。

令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,544万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

14ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

19款1項繰越金171万6,000円を追加し、488万8,000円。歳出の財源調整のため、その財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計171万6,000円を追加し、56億5,544万8,000円となるものでございます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

8款教育費 171万6,000円を追加し、5億5,843万2,000円。

6項保健体育費 171万6,000円を追加し、1億7,773万7,000円。

先ほどの報告第8号で、全道大会の派遣費につきまして御説明させていただきましたが、その中で、北海道中学校体育大会、ソフトテニス大会におきまして、男子が団体戦で準優勝され、8月19日から熊本県で開催されました全国大会出場に伴う派遣費を専決補正させていただいたものでございます。

歳出合計 171万6,000円を追加し、56億5,544万8,000円となるものでございます。

別冊資料13ページから18ページに事項別明細書を記載しておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、報告第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第10号は承認することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第38号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第38号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の20ページをお願いいたします。

議案第38号でございます。

令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,026万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,570万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条は、地方債の補正であります。

地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

21ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金216万9,000円を追加し、4億1,661万7,000円。

2項国庫補助金202万6,000円を追加し、2億5,322万1,000円。

この内訳につきましては、定額減税及び定額減税調整交付金に伴う物価高騰対応重点支援地方創生交付金として588万円の追加。障害者自立支援給付審査支払い等システム事業及び医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修に伴う国からの補助金として46万6,000円の追加。水産振興に伴うアイヌ政策推進交付金が採択されたことによりまして、1,068万円の追加であります。

また、当初予算で、観光地域づくり事業に伴う財源として、新しい地方経済生活環境創生交付金を見込んでおりましたが、本交付金が不採択となったことにより、1,500万円の減額となります。

3項国庫委託金14万3,000円を追加し、229万7,000円につきましては、国民年金システム改修に伴う年金生活者支援給付金事務費交付金でございます。

15款道支出金85万円を減額し、2億1,510万8,000円。

2項道補助金85万円を減額し、1億1,361万5,000円。

北方領土隣接地域振興等事業補助金が確定したことによりまして、防災行政無線遠隔装置事業が補助対象となったことで15万円の追加、また、小学校トイレ改修工事が10万円の減額、学校給食センター整備事業が90万円の減額となっております。

17款1項寄附金177万8,000円を追加し、7億1,127万8,000円、3件の善意の御寄附を頂いたものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金2,170万円を減額し、8億7,550万8,000円。

観光地域づくり事業及び学校給食センター整備事業の補助金の減額に伴い、財源の組替えを行うことによる減額でございます。

19款1項繰越金1億5,116万3,000円を追加し、1億5,605万1,000円。歳出の財源調整のため、その財源として前年度繰越金に求めるものでございます。

21款1項町債3,770万円を追加し、2億3,880万円。

当初予定しておりました補助金が減額になったことや、財源の組替えとして基金繰入金を減額したことにより、その財源を地方債に追加するものでございます。

歳入合計1億7,026万円を追加し、58億2,570万8,000円となるものでございます。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1億1,955万円を追加し、18億5,517万9,000円。

1項総務管理費1億1,276万8,000円を追加し、17億6,460万3,000円。

内容につきましては、旅費に関する法律の一部が改正されたことにより、関連する条例が多数あることから、例規整備を行うための委託料として99万円の追加、また、令和6年度決算における積立金として、財政調整基金へ1億1,000万円の積立てと、3件の善意の寄附がありましたので、企業版ふるさと納税基金へ60万円、知床らうすまちづくり基金へ117万8,000円を積み立てるものでございます。

2項徴税費588万円を追加し、4,416万5,000円につきましては、国が進めてきました定額減税及び定額減税調整給付金で、町外からの転入者分の追加となっております。

7項防災費90万2,000円を追加し、1,354万9,000円につきましては、令和7年6月に、高潮浸水想定区域が指定、公表されたことにより、Web版のハザードマップ見直しをし、更新するものでございます。

3款民生費333万円を追加し、6億2,733万5,000円。

1項社会福祉費251万円を追加し、4億9,497万8,000円。

内容につきましては、障害者自立支援給付審査支払いシステム事業及び医療費助成のオンライン資格確認自治体システムの改修に伴う負担金として93万4,000円の追加。また、令和6年度分の負担金等の確定によりまして、障害者自立支援給付費及び医療費の返還金47万8,000円の追加であります。さらに、令和6年度後期高齢者療養給付費の負担金が確定したことにより、支出済額との差額を令和7年度負担金で精算することで、109万8,000円の追加であります。

2項児童福祉費67万7,000円を追加し、1億3,221万4,000円。

令和6年度北海道子育てのための施設等利用給付費及び子どものための教育・保育給付費の事業費確定に伴う返還金であります。

3項国民年金事務取扱費14万3,000円を追加し、14万3,000円。国民年金システム改修に伴う負担金でございます。

4款衛生費2,907万円を追加し、7億2,747万8,000円。

1項保健衛生費1,661万9,000円を追加し、3億2,122万円。

内容につきましては、水道事業会計繰出金で1,473万4,000円ですが、湯ノ沢消火栓移設に伴う工事費で140万8,000円。また、羅臼温泉集団施設地区内の排水設備移設に伴う補助金が採択されたことにより、1,332万6,000円となっております。国民健康保険診療所事業特別会計繰出金で188万5,000円の追加であります。診療所の医療機器、血液ガス分析装置の故障に伴う経費として、一般会計より繰出しするものでございます。

3項清掃費1,245万1,000円を追加し、3億9,746万6,000円。生ごみ処理施設における破碎機の老朽化に伴う修繕費でございます。

5款農林水産業費1,336万1,000円を追加し、9,038万3,000円。

3項水産業費1,336万1,000円を追加し、7,495万2,000円。

水産振興に伴うアイヌ政策推進交付金が採択されたことによるものでございますが、内容につきましては、水産物等アイヌ文化に関する調査や水産物のアイヌブランド化に向けた検討のほか、水温や塩分、流速を計測する海洋観測ブイの導入でございます。

6款1項商工費14万7,000円を追加し、2億1,302万5,000円。

消費生活相談におきまして、弁護士に介入していただき、解決まで対応された案件があつたことで、広域連携経費の負担金が発生したものでございます。

7款土木費152万4,000円を追加し、2億192万3,000円。

2項道路橋梁費152万4,000円を追加し、2億14万7,000円。

町道舗装などに関わる修繕費が、老朽化等の影響により増加しております。今後、町道や側溝等が破損した場合に予算不足が生じることから、追加をお願いするものでございます。

8款教育費327万8,000円を追加し、5億6,171万円。

6項保健体育費327万8,000円を追加し、1億8,101万5,000円。

給食センターの急速冷凍庫が経年劣化により故障したことに伴う入替え経費となっております。

歳出合計1億7,026万円を追加し、58億2,570万8,000円となるものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正で、2件の追加がございます。

1件目は、職員採用に関わる求人媒体利用料でございます。期間は令和7年度から令和8年度であります。限度額は754万9,000円となっております。近年、人材確保は大きな課題となっておりまして、これまで各種求人媒体などの活用や学校訪問などを通しながら、新卒採用や社会人枠採用の求人活動を行っておりますが、応募者数も少なく、特に専門職員につきましては長期にわたって採用ができていない状況にあります。令和8年度職員採用に向け、新たに成功型報酬の求人媒体を活用し、募集を図るものでございますが、採用に至った場合には、次年度での請求支払いとなるため、債務負担行為補正

をお願いするものでございます。

2件目は、老人福祉センター指定管理に関わる備品等の整備であります。期間は令和7年度から令和8年度であります。限度額は800万円でございます。現在施設の管理運営につきましては、指定管理者制度を活用して行っておりますが、施設内の備品などが、指定管理者が用意した備品や経年劣化による故障などで、更新されていないものが増えてきておりますので、令和8年度からの指定管理者公募に向け、備品の更新を行っていく必要があることから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

24ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正であります。1件の追加と2件の変更がございます。

追加につきましては、観光地域づくり事業債、過疎対策事業債でございます。観光地域づくり事業につきましては、当初、国の新しい地方経済生活環境創生交付金を見込んでおりましたが、本交付金が不採択となったことによりまして、その財源を地方債に求めるものでございます。限度額は3,000万円、起債の方法は、証書借入れ、または証券発行であります。利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。起債の方法は、政府資金につきましては、その融資条件により、銀行そのほかの場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上げ償還または低利に借り替えすることができるものでございます。

変更につきましては、1件目が小学校トイレ改修事業債、2件目が給食センター施設整備事業債であり、いずれも過疎対策事業債でありますが、予定しておりました補助金が減額となったことに伴いまして、起債限度額を増額するものでございます。小学校トイレ改修事業債が、限度額を690万円から700万円に変更、給食センター施設整備事業債が、限度額670万円から1,430万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第12 議案第39号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君）　日程第12　議案第39号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君）　議案の25ページをお願いいたします。

議案第39号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,155万2,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

26ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款国庫支出金1項国庫補助金34万1,000円を追加し、329万6,000円。

内容としましては、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修費の国庫補助金です。

6款1項繰越金300万1,000円を追加し、300万2,000円。

内容といたしましては、前年度繰越金を国民健康保険財政助成基金へ積み立てるものです。

歳入合計334万2,000円を追加し、9億4,155万2,000円となるものでございます。

27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費334万2,000円を追加し、1,732万8,000円。

1項総務管理費334万2,000円を追加し、1,300万3,000円。

内容としましては、こども未来戦略及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に伴い、システム間の連携レイアウト及び収納管理システム等の修正が必要となるため、18節負担金補助及び交付金のシステム改修費として34万1,000円。また、前年度繰越金、24節積立金の前年度繰越金を24節積立金の国民健康保険財政調整基金積立金に300万1,000円を追加するものでございます。

歳出合計334万2,000円を追加し、9億4,155万2,000円となるものでございます。

また、詳細につきましては、別冊資料、事項別明細書の35ページから40ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、当該補正予算につきましては、去る9月2日開催の令和7年第4回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認いただいておりますことを御報告いたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第13 議案第40号 令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第40号令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（七海隆之君） 議案の28ページをお願いいたします。

議案第40号令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,759万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億766万2,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 島入歳出予算補正」による。

29ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の島入でございます。

8款1項1目繰越金1節前年度繰越金に1,759万9,000円の追加でございます。

内容といたしましては、令和6年度介護給付費及び地域支援事業支援交付金の精算に伴う返還金の財源として、前年度繰越金に求めるものでございます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費、積立金に776万6,000円を追加するものでございま

す。

補正理由としましては、前年度繰越金全額から介護給付費等交付金額確定に伴う精算返還金の財源分を差し引いた残額を介護給付費準備基金へ積立てするものでございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金、こちらは982万3,000円でございます。

内訳としましては、国庫支出金等返還金に440万2,000円、支払基金交付金精算金に327万3,000円、道支出金等返還金に214万8,000円を、それぞれ追加した合算額でございます。

補正理由としては、令和6年度分の介護給付費等交付金額の確定に伴い、国庫及び支払基金道費分に関わる交付額超過分を返還するものでございます。

歳入歳出合計1,759万9,000円を追加し、5億766万2,000円とするものでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第14 議案第41号 令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第41号令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の31ページをお願いいたします。

議案第41号令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,670万5,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

32ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

11款国庫支出金1項国庫補助金33万円を追加し、33万円。

内容としましては、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修費の国庫補助金です。

歳入合計33万円を追加し、8,670万5,000円となるものでございます。

33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費33万円を追加し、202万6,000円。

1項総務管理費33万円を追加し、150万6,000円。

内容といたしましては、こども未来戦略及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に伴い、システム間の連携レイアウト及び収納管理システム等の修正が必要となるため、システム改修費として追加するものでございます。

歳出合計33万円を追加し、8,670万5,000円となるものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊資料、事項別明細書の47ページから52ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第15 議案第42号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所
事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第42号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の34ページをお願いいたします。

議案第42号目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 188万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億1,112万6,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

35ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款国庫支出金1項国庫補助金 1,529万7,000円を減額し、684万3,000円。

内容につきましては、今年度の診療所医療機器の更新を、超音波画像診断装置購入事業と医療情報システム更新事業の二つの事業を予定しており、事業費総額4,430万6,000円に対し、2,214万円の国庫補助金を見込んでおりましたが、先般、北海道からの通知があり、国からの補助内示において、今年度の各都道府県からの要望額が多額となり、国庫補助予算が不足となったことから、一律で83%の減額率により、補助額の内示があり、らうす診療所医療機器更新事業についても、当初予算額から1,529万7,000円減の684万3,000円と大幅な減額内示となったことから、歳入財源の見直しを行うため、減額補助金をするものでございます。

2款繰入金1項他会計繰入金 188万5,000円を追加し、1億6,688万2,000円。

内容につきましては、診療所医療備品の血液ガス分析装置購入に係る財源として188万8,000円の追加と、医療施設等設備整備費補助金の減額に伴う財源の見直しにより、補助金起債の財源調整のための繰入金で3,000円の減額を行い、差引き計188万5,000円を追加補正するものでございます。

4款1項町債 1,530万円を追加し、3,740万円。

内容につきましては、医療施設等設備整備費補助金の減額に伴う財源見直しにより、地方債を増額補正するものでございます。

歳入合計 188万8,000円を追加し、2億1,112万6,000円となるものでございます。

36ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費 188万8,000円を追加し、1億9,927万6,000円。

内容としましては、診療所医療備品の血液ガス分析装置が故障し、当該機器については部品供給も終了していることから修繕ができない状況により、同等の機器を新たに購入す

るため、追加補正するものでございます。

歳出合計 188万8,000円を追加し、2億1,112万6,000円となるものでございます。

37ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的は、診療所設備整備事業債、過疎対策事業債。

補正前の限度額2,210万円を、補正後の限度額3,740万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書については、別冊資料の53ページから58ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、この補正予算につきましては、去る9月2日開催の令和7年第4回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告いたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

ここで、3時40分まで休憩いたします。3時40分より再開いたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第43号 令和7年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正
予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第43号令和7年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の38ページをお願いいたします。

議案第43号令和7年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

第1条は、総則でございます。

令和7年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和7年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益に140万8,000円を増額し、1億7,754万4,000円。

第1項営業収益に140万8,000円を増額し、1億2,925万9,000円。

湯ノ沢町において宿泊施設の建設に伴い、敷地内に設置されている消火栓が整備の妨げになることから移設の要望があり、消火栓を国道道路用地に移設することに伴う一般会計からの負担金でございます。

支出でございます。

第2款水道事業費用に140万8,000円を増額し、1億6,774万7,000円。

第1項営業費用に140万8,000円を増額し、1億5,624万7,000円。

消火栓の移設工事費用でございますが、既存消火栓の腐食及び老朽化が著しいため、消火栓を更新して移設するものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第3款資本的収入に2,443万1,000を増額し、1億1,519万1,000円。

第3項他会計繰入金に1,332万6,000円を増額し、5,366万3,000円。

第4項国庫補助金に1,110万5,000円を追加し、1,110万5,000円。

羅臼川及び河畔林の展望の改善を図ることを目的に、羅臼川に架かる湯ノ沢水道橋の移設等事業につきまして、国立公園等資源整備事業費補助金が採択されたことから、国庫補助金を追加し、事業費から補助金を差し引いた金額を一般会計に求ることとして、他会計繰入金を増額するものでございます。

支出でございます。

第4款資本的支出に2,443万1,000円を増額し、1億4,361万3,000円。

第1項建設改良費に2,443万1,000円を増額し、8,676万8,000円。

羅臼川及び河畔林の展望の改善を図ることを目的に、羅臼川に架かる湯ノ沢水道橋の移設先及び方法等を検討するため、基本設計業務を実施するものでございます。

なお、別冊資料59ページに補正予算実施計画を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただき、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第17 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第44号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（湊 慶介君） 議案の39ページをお願いいたします。

議案第44号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

40ページをお願いします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正いたします条文につきましては、40ページから41ページに記載しておりますが、改正の趣旨及び内容等につきまして、参考資料にて御説明させていただきたいと存じますので、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、参考資料の7ページ、資料5、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。

最初に、1の制定趣旨でございます。

地方公務員の部分休業制度において、1年につき、条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について、勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の式に達するまでに引き上げるため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、育児休業、部分休業の取得に関する規定を整備するものでございます。

続いて、2の一部改正の内容についてでございます。

第1条は、目的であります。育児休業法の改正に対する文言整理でございます。

第19条は、部分休業をすることのできない職員であります。育児休業法第19条第1項で定める部分休業を取得することができない職員の範囲の改正でございます。

第20条は、第1号部分休業の承認であります。

第1項が育児休業法第19条第1項の改正に伴い、部分休業の取得勤務時間の改正で、第2項及び第3項は、育児休業法の改正に対する文言整理でございます。

第20条の2は、第2号部分休業の承認でありますが、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる部分休業の取得時間の範囲を1時間単位とするもので、新たに追加整備するも

のでございます。

第20条の3は、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年間の期間であります。育児休業法第19条第2項で定める1年間の期間の定めを新たに追加整備するものでございます。

第20条の4は、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として、条例で定める時間であります。

第1項では、育児休業法第19条第2項第2号で定める取得時間を新たに整備するもので、第1号では、非常勤職員以外を定め、第2号では、非常勤職員を定めるものでございます。

第20条の5は、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情でありますと、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情について、申出時に予測することができない事実が発生した場合の申出の変更について新たに整備するものでございます。

8ページをお願いします。

第21条は、部分休業をしている職員の給与の取扱いでありますと、育児休業法の改正に対する文言整理でございます。

第22条は、部分休業の承認の取消し事由でありますと、育児休業法の改正により、部分休業の承認の取消し事由を法令に合わせて整備するものでございます。

附則としまして、第1条、施行期日。この条例は、令和7年10月1日から施行する。

第2条、経過措置。地方公務員の育児休業に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

なお、参考資料9ページから12ページにかけまして、資料6で、職員の育児休業等に関する条例の一部改正申新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第18 議案第45号 羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び
資格並びに水道技術管理者の資格に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君）　日程第18　議案第45号羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君）　議案の42ページをお願いいたします。

議案第45号羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

議案43ページをお願いいたします。

羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法を含む関係法令が改正され、水道整備管理行政に関する事が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるとともに、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われたことに伴い、本条例も同様に見直しを行うものでございます。

改正条文につきましては、43ページから45ページに記載のとおりでございますが、読み上げにつきましては省略させていただき、参考資料にて改正内容の御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

それでは、参考資料13ページ、資料7をお開き願います。

羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の説明資料でございます。

一つ目として、条例改正を必要とする背景につきましては、先ほど改正理由として御説明させていただいたことを記載しております。

二つ目として、条例改正の内容でございます。改正は大きく2点ございます。

1点目は、資格要件の見直しに係る改正でございます。水道施設の新設や浄水処理や消毒に係る施設等の増築や大規模な改造など、施工方法によっては供給する水の水質に影響を与える工事の施工監督を行う布設工事監督者と、水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など、技術上の事務に係る責任者である水道技術管理者の確保のため、本条例第3条及び第4条に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、学歴及び学科要件における「土木工学科(土木科)」以外の課程の追加、実務経験年数の見直し等に係る改正内容となってございます。

表1には、第3条の布設工事監督者の資格の改正、14ページの表2には、第4条の水

道技術管理者の資格の改正の内容を記載しておりますが、両資格の資格要件について、現行では、水道に関する実務経験のみを対象としているところ、資格要件に、下水道などに関する実務経験を含める等の改正。水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における課程の追加や技術上の実務経験年数の見直し等を行うものとなってございます。

2点目は、水道整備管理行政に関する事務の移管に伴う改正でございます。水道整備管理行政に関する事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴いまして、第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございますが、参考資料15ページから18ページにかけまして、資料8、条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第19 議案第46号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 議案第46号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の46ページをお願いいたします。

議案第46号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1の取得物件は、超音波画像診断装置。

2の取得の目的は、医療機器更新のため。

3の取得価格は、748万円。

4の取得の相手方は、住所、北海道釧路市愛国東2丁目1番17号。氏名、株式会社あしのメディカル、代表取締役、渡邊浩往でございます。

購入理由でございますが、現在使用している超音波画像診断装置は平成24年6月購入のもので、12年が経過し、部品供給も終了し、故障時に修理ができなくなり、今後の安定した診察を行うため、機器の更新を行うものでございます。

なお、購入機器の詳細につきましては、別冊参考資料19ページ、資料9に掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第20 議案第47号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 議案第47号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の47ページをお願いいたします。

議案第47号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1の取得物件は、医療情報システム機器一式です。

2の取得の目的は、システム更新のため。

3の取得価格は、3,449万1,450円。

4の取得の相手方は、住所、北海道釧路市愛国東2丁目1番17号。氏名、株式会社あしのメディカル、代表取締役、渡邊浩往でございます。

このたびのシステム更新に係る機器一式の購入でございますが、現在使用しております機器及びソフトバージョン等が古いことから、新たな医療情報の機能等が使えないこと、また、釧路孝仁会との連携が取れないため、カルテや画像の共有が図れない状況にあります。さらには、サーバーの空き容量も少なくなっていることから、今般、医療情報システム全体の更新を行うものでございます。

なお、更新事業に係る購入機器等の詳細につきましては、別冊参考資料の20ページ、資料10に掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第21 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

◎日程第22 議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第23 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（佐藤 晶君） 日程第21 議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第22 議案第49号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第23 議案第50号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（湊 慶介君） 議案の48ページをお願いいたします。

議案第48号から50ページの議案第50号まで、3件を一括して御説明させていただきます。

初めに、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、規約の変更理由につきましては、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散、脱退したことに伴い、本規約を変更するものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

49ページをお願いいたします。

議案第49号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1、檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

なお、規約の変更につきましては、江差町・上野国町学校給食組合が解散、脱退したことと伴い、本規約を変更するものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

50ページをお願いいたします。

議案第50号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、規約の変更理由につきましては、江差町・上野国町学校給食組合が解散、脱退したことと伴い、本規約を変更するものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、参考資料21ページ、資料11に、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、22ページ、資料12に、北海道市町村総合事務組合規約、23ページ、資料13に、北海道市町村職員退職手当組合規約の新旧対照表を、それぞれ掲載しておりますので、後ほどお見通し願います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
なお、9月11日は午前10時開議といたします。
議事日程は、当日配付いたします。
本日は、これで散会します。
御苦労さまでした。

午後 4時09分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

議員

議員